

## 平成26年定例第4回市議会会議録(第2日)

平成26年12月3日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	商工観光課長	松尾博
副市長	高野道生	上下水道課長	内野逸雄
教育長	長岡廣道	学校教育課長	田中裕樹
監査委員	平井常雄	教育部指導室長	稗田賢次
総務部長	塚野仙哉	企画財政課企画振興係 地域振興担当係長	山田利長
保健福祉部長	松藤泰大	企画財政課企画振興係 企画担当係長	堤秀昭
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	総務課庶務法制係 庶務担当係長	堤則勝
環境経済部長	横尾健一	秘書広報課長	加藤武美
建設都市部長	石橋慎二	秘書広報課 秘書担当係長	久保井千代
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	契約検査課長	梅崎克美
消防長	塚本哲嘉	総務課庶務法制係 文書法制担当係長	盛田勝徳
総務課長	平木啓喜	建設課長	松尾正春
企画財政課長	坂田良二	都市計画課長	壇利光
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英	都市計画課都市計画係 都市計画担当係長	平川貞雄
福祉事務所長	梅津俊朗	企業誘致推進室長 兼エネルギー政策推進室長	古田稔
環境衛生課長	富重巧斉	農林水産課園芸水産林務係 園芸担当係長	岡俊幸
農林水産課長	大津光若	環境衛生課長補佐 兼循環型社会推進係長	松尾和久

社会教育課長 野田 圭一郎  
教育総務課 甲斐田 裕士  
施設係長

学校教育課 森 英臣  
給食担当係長

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	6	川 口 正 宏	1. 行政改革の進捗状況について 2. 有害鳥獣の被害対策について
2	3	上津原 博	1. 小・中学校給食費の無料化について
3	2	野 田 力	1. 楽しく、もっと爽快になれる清水公園に 2. 清水山荘を最大限に活かそう
4	1	田 中 信 之	1. みやま市の条例（政治倫理条例、みやま市職員倫理 条例及び一般の市条例）について 2. みやま市が出資している株式会社について
5	10	中 尾 眞智子	1. 市は災害時応援協定を結び、災害時の応援を積極的 に確保せよ
6	4	荒 卷 隆 伸	1. バイオマス産業都市構想について

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許します。

まず、6番川口正宏君、質問を行ってください。

#### ○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。議席番号6番、川口でございます。今議会ではトップバッターということで、いささか緊張しているところでございますけれども、議長から御指名いただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は、行政改革の進捗状況と有害鳥獣の被害対策についての2問について質問させていただきます。

まず最初に、行政改革の進捗状況についてお尋ねいたします。

瀬高、山川、高田の3町が合併し、みやま市になって、もう少しで8年を経過いたしますが、日ごろから市長を初め、職員の皆様には市勢発展のために御尽力いただいておりますことに対しまして心より感謝を申し上げますところでございます。しかしながら、いまだに市民の間からは、何のために合併したのか、合併する前より役所の対応が悪くなったとか、情報がよく伝わらないなど、合併効果が出ていないと不信や不満の声が聞こえてきます。

市としても、平成20年度には平成24年度までの5カ年の第1次行政改革大綱を策定し、平成25年度には平成29年度までの第2次行政改革大綱が策定され、マスタープランに沿った行政改革に努力されていると思いますが、その成果が見えてきません。なぜでしょうか。それは、すばらしい大綱やマスタープランを作成しても、それを実行していくプロセスが間違ったり、また、その都度、検証をし、改善してきていないからです。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1つは、人材育成についてですが、行政改革を進めていくためには業務を遂行する職員の意識改革が重要です。具体的に言えば、まず第1に、私たちも含めてですが、自分たちの給料は市民の税金から出ており、そのためにも市民の皆様のお役に立つためにはどうしたらいいか常に考え、上司から指示を受けたら、そのまま受け流すのではなく、指示の目的を読み取り、成果を最大にするための手法を自分なりに考え、市民の皆様にご喜ばれる対応の仕方、特に専門分野、担当分野、そして自治体経営に関することを死に物狂いで勉強し、改善提案

のできる職員を育てることです。そのための人材育成の進捗状況と成果はどうなっているのか。

また、地域の活性化のために市民協働の視点に立った施策を行うためには、地域や市内の各種団体などのリーダーの人材育成が重要と思います。そのプロセスと成果について具体的にお答えください。

2つ目に、少子・高齢化時代を迎え、現在では従来と環境が大きく変わってきており、少子・高齢化の問題は避けては通れません。定住促進のためにも超高齢化時代に適応した行革や少子化に向けての改革は重要だと思います。そこで、少子化対策としての行革についてお答えください。

3つ目に、財政の健全化についてですが、現在、合併算定がえによる普通交付税が約13億円ぐらいあるとお聞きしております。しかしながら、平成28年度から徐々に減額され、平成33年度にはなくなる予定と聞いております。人口も毎年500人ずつぐらい減少しており、現在では4万人を割り込み、3万9,000人台となっており、合併当初からすると1割くらい減っております。そういう中で、ことし5月に国の有識者でつくる政策提言機関である日本創成会議が発表した消滅可能性都市の中に、みやま市も入っております。このままいけば、みやま市の存続が危惧されるところでございます。

みやま市の自主財源は、ほとんどが人件費です。今後、特別交付税なども減額されるおそれがあります。このような状況の中でどのような対応をしているのか、具体的にお答えください。

最後に、行政評価の成果についてですが、行政評価を取り入れて5年目を迎えるが、現在は内部評価だけでなく外部評価も取り入れて運用しているが、評価の結果を踏まえ、次年度予算や行政サービスに有効に活用できているか。

以上、4点について具体的にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員の行政改革の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の人材育成についてでございますが、今まで議員から幾度となく、また、さきの平成26年3月定例会でも御質問をいただいておりますが、重複する内容もござい

20年10月にみやま市職員人材育成基本方針を策定し、研修、人事管理、職場環境の3つの観点から総合的に取り組んでおります。

まず、研修に関しましては、福岡県市町村職員研修所の階層別研修や専門研修に参加し、また、定住自立圏域内の合同研修を実施いたしております。

階層別研修につきましては、政策執行能力の向上を図るための一般職員研修、組織管理のために必要なマネジメント能力、人材育成能力の向上を図るための新任係長研修、組織活性化のために必要なマネジメント能力、行政経営能力の向上を図るための新任課長研修などがあります。

専門研修につきましては、税務や法制執務、契約事務、複式簿記、OA研修などの事務の遂行に当たって必要な基礎知識を習得するものでございます。これらの研修により、確実に効果は上がっているものと考えております。あわせて、本年度より定住自立圏域である近隣2市との派遣研修を実施しているところでございます。

次に、人事管理に関しましては、職員の能力や成果を公平に評価するとともに、専門知識や経験を備えた人材を生かした適材適所の人事配置に努めております。

次に、職場環境に関しましては、職員が自己の能力、適性を把握するとともに、自己啓発に取り組むことのできる環境づくりや生き生きと働くことのできる職場づくりを進めていく必要があると考えております。

市民の期待と複雑多様化する行政ニーズに応えるためには、職員の政策能力、問題解決能力を向上させ、職員一人一人が仕事に使命感を持ち、目標に向かって持てる力を十分に発揮することが必要であり、引き続き人材育成に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の少子・高齢化時代に対応した行革はどのようにしているのかについてでございますが、本市では第2次みやま市行政改革大綱を策定し、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間としており、行政改革を推進しているところでございます。

第2次行政改革大綱策定に当たりましては、各団体の代表など15名の委員から成るみやま市行政改革推進委員会の議論をいただき、人口減少と少子・高齢化による市税収入の減少や扶助費の増加による財政の圧迫などの影響を十分考慮した上で、市民参加型行政の推進など、5つの基本項目と31の具体的な施策を取りまとめております。

第2次行革大綱の中では、特に少子・高齢化対策としての具体的な施策は明記いたしてお

りませんが、関連する施策として、自主防災組織の育成と連携推進や福祉バスの利便性強化、運用改善を掲げております。自主防災組織を育成し、要援護者避難を支援するとともに、また、福祉バスは利便性の強化などにより交通弱者対策を図ることといたしております。まずはこれら第2次行革大綱の施策を推進していくことが大切であろうかと考えております。

議員御指摘のとおり、毎年500名以上の人口減少が続いており、本市を取り巻く状況も刻一刻と変化いたしております。そのような状況の変化に対し、第2次行革大綱の組織機構の見直しにより、多様な行政課題の解決や業務の民営化、民間委託の検討による民間の専門性や効率性を生かした民間委託化の推進など、機敏に、また総合的に対応できるように取り組んでまいりる所存でございます。

次に、3点目の財政の健全化についてでございますが、普通交付税の合併算定がえは合併自治体に対する財政支援措置の一つで、合併後も旧自治体のままで積算した交付税を下回らないように保障するものでございます。

本市の合併算定がえの額は、平成26年度普通交付税の算定で約11億円となっております。平成28年度から平成32年度の5年間で段階的に縮減され、平成33年度からは本来の交付される額に移行することとなっております。

また、人口減少は財政へ多大な影響を与えることとなります。人口の減少は税収の減少をもたらすとともに、特に、普通交付税は国勢調査人口が算定基礎となるため、減少することが予想されます。本市は自主財源に乏しく、大きく地方交付税に依存しています。合併算定がえが縮減され、普通交付税が減少しますと、さらに厳しい財政運営が予想されますことから、これまでも第1次行政改革を積極的に推進し、職員数の削減など経費節減に取り組んでまいりました。また、現在も第2次行政改革を推進中でございます。

その結果、平成25年度決算におきましては、総合的な財政指標であります経常収支比率は82.2%となり、県内の市の中では最も低くなっております。また、9月議会に報告いたしました地方財政健全化法の4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、特に将来負担比率は、平成23年度から実質的な負債がなく、算定がなされない状況が続いております。

このように、財政健全化の取り組みは堅調に推移いたしておりますが、合併算定がえの縮減が迫る中、さらなる対応を図るために第2次行政改革大綱の持続可能な財政基盤の確立を積極的に推進しております。特に、物件費の節減、身の丈に合った予算編成及び自主財源の

確保の3点に重点を置いております。

まず、物件費の節減では、職員のコスト意識を高め、物件費の縮減を念頭に置いた予算執行に努めております。次に、身の丈に合った予算編成では、平成27年度予算編成から歳入の範囲内で予算を配分する枠配分方式の予算編成を試行しております。最後に、自主財源の確保では、税や使用料等の収納率の向上や滞納整理の強化に努めるとともに、条件つき一般競争入札の試行など入札方法の見直しを図っているところでございます。

健全な財政は、まちづくりの根幹であります。引き続き中・長期的な視点で財政運営の健全化に努めてまいり所存でございます。

次に、4点目の行政評価の成果についてでございますが、第2次行革大綱では効率的な行政システムの実現を目指し、行政評価の積極的な活用に取り組むことといたしております。行政評価制度は、市民への説明責任、職員の意識改革、予算編成との連携などを目的といたしております。

これまでの成果につきましては、まず、市民への説明責任では、平成23年度から外部評価制度を導入し、内部評価事業の中から10事業程度を選定し、点検検証を行っていただいているところでございます。外部評価による指摘事項は内部評価に生かし、事務事業の改善や住民サービスの向上に努めております。また、その結果は市のホームページで市民に公表いたしております。

次に、職員の意識改革について、今年度は中堅職員を対象に4回の職員研修を実施するなど、計画的な職員研修により評価制度の定着化を図りながら、意識改革を推進しております。平成25年度から平成27年度の3年間で全職員を対象とした研修計画を立てており、コスト意識の徹底など、職員の意識改革は進んできております。

さらに、予算編成との連携では、予算事業と内部評価の事務事業を一致させ、当初予算要求とあわせて事中評価を行っており、事業ごとの費用対効果の検証や優先度を明らかにし、その予算編成に反映することといたしております。

今後も引き続き効率的、効果的な行政運営に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）



今、答弁をお聞きしましたが、いろいろな研修はやっておられるということでございます。これは今までにも何回もお聞きしており、私は毎回言っているかと思うんですけども、職場内の研修、OJTやOJLですね、それと朝のミーティング、これをぜひやっていただきたいということを何回となく言ってきたんですけども、幾つかの職場ではやっているという話も聞きますけれども、まだほとんどの部署でやっていないと聞いております。その辺について市長のお考えをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

おはようございます。私のほうから、今の川口議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

それぞれの職場でのミーティングということでございますけれども、これはいろいろな職場の実態によりまして、例えば、市民課、あるいは支所等の窓口対応につきましても、既に始業前から来庁者が来られたり、そういった形でなかなか一堂に会してミーティングができないという部分もございます。

したがって、そこそこの職場で必要に応じてミーティングはしているわけですので、そこら辺はぜひ御理解をお願いしたいと思います。

さらに、全庁的な分といたしましては、議員も御承知かと思っておりますけれども、毎週火曜日の早朝、始業前に庁議を行っておりまして、市長以下、各部長でそこら辺の課題については協議をし、決定事項については下におろしているところでございますので、そこら辺も含めまして御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

ことし2月だったですかね、みやま市接遇マニュアルというのができたわけですけども、これを全職場に浸透させていくための方策としてどんなことをやってありますか、それをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

接遇マニュアルを作成いたしましたして、全職員対象に接遇マニュアルの説明会、研修会を行っているところでございます。

それにつきましては、その冊子というのを各部署に置いておりますので、それに基づいて、それぞれが自己研さんをしているということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

なぜこういうのを聞くかと申しますと、やっぱり住民の方からいろいろそういう声が聞こえてくるわけですね。それで、以前、私がこの件で質問したとき、市長からは役所はデパートとかそういうところじゃないからという答弁があったわけですがけれども、やっぱり住民の方はお客様なんですよ。住民の方の税金で私たちは生活しているわけです。それで、やっぱり民間の企業とかと一緒に思うんですけれども、始業5分前なら5分前に、おはようございます、いらっしゃいませ、そういう言葉の唱和とか、住民の方が見えたら、どういう御用件でございましょうかとすぐ対応して、これはこちらですとか、そういう訓練をやっぱりしていくべきだと思うんですけど、その辺、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は非常に対応はいいと思いますよ。あなたはいつもそうおっしゃいますけど、よくわからないんですけど、対応は非常にいいと私は思います。中には、非常に理不尽なことを言っ  
てこられる方もいらっしゃるんですよ。昭和28年の土地改良がどうのこうのとかですね、その間違いを証明せろとか、昭和28年の土地改良の間違いを証明しなかったらやかまし言われる。すると、対応が悪いというようなこともおっしゃいますので、そういった誰が考えても理不尽なことを言われる方には、やむを得ず、それはできませんと言っておるだけで、自分の思うようにならんと、みんな対応が悪かったとおっしゃいますけど、ほとんどの90%以上の方は対応がいいということで私にも言われますよ。だから、ちょっと私は川口議員がおっしゃることがよく理解できません。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それはやっぱり認識の違いでしょうね。

そこで、ここはリーダーの方がほとんどそろっていらっしゃいますので、リーダーの指示一つで部下の士気も上がるんですよ。やっぱりリーダーの方は自分の部署のベクトルをそろえるためにも、先ほども申しましたように、部署内のミーティングとか朝礼とか、そういうのを積極的に取り入れて住民サービスに努めるべきだと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

川口議員のほうからいろいろ職員の研修について御質問がされているところでございますけれども、今、御質問の、いわゆるリーダーの研修、これにつきましては、福岡県の市町村職員研修所の新任係長研修なり新任課長研修、あるいは定住自立圏の中で行っております新任課長研修、その中身につきましては、いろんなリーダーシップとか業務マネジメント能力の向上とか、そういったメニューがございますので、それをしっかり受けさせていただくということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）（登壇）

いや、その研修は市長の答弁の中でもありましたけれども、研修を受けただけでは何にもならんとですよ。それを持ち帰って、それを各部署内で実行しなくちゃ絵に描いた餅なんですよ。やっぱり研修に行ったら、その研修を持ち帰って、部署内で浸透させていくのが研修なんですよ。それで、先ほども申しましたように、リーダーの動き一つで部署全員がやる気も出てくるし、いろいろな提案とかそういうのも出てくると思います。

それで、今まで私も8回ぐらい人材育成とか行革はやってきましたけれども、その都度、こういう話はしているわけですけども、やっぱり先ほども申しましたように、住民の方からはあっちこっちでそういう苦言を私たちに言われるわけですよ。それで、とにかく行政改

革の中の特に職員の人材育成については、やっぱり提案型の職員さんを育ててください。そうしていかないと、先ほども申しましたように、人口は減ってくるばかりだし、定住促進のためにも、幾らかお金を出すとか、そういうことだけじゃなくて、あそこの市役所に行く気持ちがよくと、そういうことを周りの人から言われる市役所にしていていただきたいと思えます。

それでは、行革についての質問はこれで終わらせていただきます。

それでは、2問目の有害鳥獣の被害対策について質問させていただきます。

現在、みやま市に限らず、各市町村においてもイノシシの被害が拡大し、大きな社会問題となっております。最近では中山間地においては昼間でもイノシシが徘徊しているのが見受けられ、人家の庭や道路にまで出没し、タケノコ、ミカン、クリ、柿などの果物やスイカ、ウリ、カボチャ、稲などの農作物に、それに人畜にまで被害が拡大しているところでございます。各被害に遭っている方々は電気柵や網を張ったりして防御したり、箱わなを使って捕獲したりしていますが、イノシシの数は年々ふえているそうです。そのために、被害対策に本当に苦慮されております。そういう中で、被害の大きい方は、私が調査した中でミカン農家の方が3カ所、竹林でタケノコ栽培の方が4カ所、ことしから放置してあります。もう1年で、現在では荒廃しており、経済的にも大きな打撃を受けております。

こういう状況の中で、個人での被害防止対策は限界に来ているのではないかと思います。今後も離農される方がふえてくるのではないかと危惧しているところでございます。みやま市の基幹産業である農林業の育成にも大きく影響しており、また、農家人口の減少に歯どめをかけるためにも、行政としてもイノシシ被害対策をもっと積極的に推進していくべきではないかと思うところでございます。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1つ目は、イノシシ被害の防止対策についてですが、現在は電気柵が主流ですが、設置するには多額の経費が必要です。その上、部分的に張っても効果が薄く、地域全体を囲まなくてはなりません。しかしながら、中山間地域の指定を受けている地区は集団で設置しやすいんですが、そうでない地区では個人差があり、被害が拡大しております。このような状況の中で、行政としての対応はどうしているのか。

2つ目は、捕獲数の拡大についてですが、イノシシは防御するだけではますますふえるだけです。現在では主に箱わなと銃器による捕獲を行っているが、近隣の市町村では捕獲頭数

をふやすために1頭当たりの捕獲報償金を出しています。みやま市としても、報償金の出し方を検討すべきではないかと思うところです。

3つ目は、捕獲したイノシシの処理対策についてですが、現在、捕獲した人が処理するようになっておりますが、食肉として市販する方法はできないのか。

最後に、イノシシは回遊動物のため、近隣の市町村との連携が重要であるところです。近隣の市町村で筑後地区有害鳥獣広域駆除協議会があると以前お聞きしておりましたが、その活動状況を教えてください。特に、先ほど申しました捕獲したイノシシの共同処理などについての協議はしていないのか。

以上、4点について具体的にお答えください。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、有害鳥獣の被害対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のイノシシ被害の防止対策についてでございますが、国の補助及び市単独補助として、電気柵やワイヤーメッシュの設置を行う一方、中山間地域の集落の農業者を対象としたイノシシ被害防止対策の研修会を行っております。また、集落周辺のイノシシ防護対策といたしましては、光による追い払い機の貸し出しを行っております。

電気柵やワイヤーメッシュ設置の補助は農作物をイノシシ被害から守ることが目的となっておりますが、今日のイノシシは、議員御指摘のとおり、昼間でも民家の庭先まで入り込むこともあり、市民への被害が懸念されるところでございます。そこで、今年度は県主催の地域ぐるみの鳥獣被害防止対策研修会が12月8日に八女市で開催されることとなっておりますので、区長会を通して案内をいたしております。

また、みやま市でも人とイノシシのすみ分けを考えるため、市民を対象にした研修会を開催したいと考えているところでございます。

次に、2点目の捕獲数の拡大対策についてでございますが、本市では毎年4月から翌年3月までを有害鳥獣駆除期間とし、通年体制で駆除を行っております。中でも、9月1日から10月31日までを集中駆除期間と位置づけて、猟友会の駆除員の皆さんに毎日活動をいただいております。その結果、今年度も現時点で260頭程度の駆除を行っております。集中期間以外は、市民からの通報に応じて、猟友会と協議しながら個別対応をいたしております。

しかしながら、現在の猟友会駆除員の体制では限界がありますので、今後の捕獲数の拡大対策といたしましては、狩猟期間内の狩猟による捕獲数をふやす方策として、新規狩猟免許取得者の増員を推進していきたいと考えています。

次に、3点目の捕獲したイノシシの処理対策についてでございますが、駆除によって捕獲したイノシシの処分は、基本的には焼却、または駆除者が食肉加工をいたしています。国の補助事業のメニューに食肉加工施設建設等がございますが、市単独で建設となると採算が合わないということで、9市町村で組織する広域協議会から県が事業主体となって加工施設を建設していただくよう強く要望しているところでございます。今のところ、よい回答をいただいておりますが、有害鳥獣対策の拡充や支援について今後も要望行動を行ってまいり所存でございます。

次に、4点目の福岡県南部鳥獣被害防止対策協議会の活動状況についてでございますが、平成23年度に本市と八女市及び大牟田市の3市で設立した協議会では、現在、広川町を加えて現在の名称になっております。

協議会の活動状況といたしましては、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、ソフト事業として、講習会の開催や研修教材の購入及び箱わなの購入や貸し出しなどを行っております。また、ハード事業といたしましては、電気柵やワイヤーメッシュの設置事業を行っており、平成23年度から平成26年度現在までに国庫補助で設置した電気柵等の総延長は81.5キロメートル、事業費総額は14,566千円となっております。

今後も補助事業を活用してイノシシ被害防止に努めてまいり所存でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番川口正宏君。

**○6番（川口正宏君）**

いろいろ御努力をなさっているのは答弁でわかりますけれども、捕獲数をふやすために、私も以前申したかと思えますけれども、ほかの近隣の市町村では捕獲したイノシシ1頭に対して補助金——報償金ですかね、それを出しているわけですよ。それで、特に八女市は1頭当たり12千円。それと今、国の特別措置法で、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業という事業で8千円が支給されております。それで、八女市の場合は合わせると20千円、1頭当たり報償金を出していると。それと、南関町とか和水町とか近隣の市町村でも1頭当たり5千円ですね。そういうことで、結構やっぱり補助金があるから捕獲する方も意欲があるわけですね。

先ほど答弁の中で、ことしも現在260頭とれているということですが、去年もたしか二百何十頭だったですかね。当初は100頭ぐらいだったんですが、ふえてはいるんですが、年間にそれ以上のイノシシが生まれているわけですね。

そこで、平成25年度の予算がイノシシ対策で7,000千円あったわけですね。大変喜ばしいことだと思っておったんですが、決算では4,920千円、2,000千円ぐらい残った感じになっているわけですが、その辺をちょっと説明願えませんか。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

私のほうからお答えいたします。

イノシシ対策につきましては、現時点ではみやま市ができる限りの防止策はとっていると私自身は思っているところでございます。

ただ、一つ問題なのは、狩猟免許を持った方が非常に少ないという点と、それと、高齢化をしておられるということで、なかなか活動をしていただけないという現状、課題があるということを知っているところでございますので、やっぱり捕獲につきましては、狩猟免許を取りやすい環境といえますか、補助金等々を検討しないといけないのかなと思っているところでございます。

聞くところによりますと、その協会の中に入るのに2万数千円の個人負担が必要だとか、何かお金がかかるので、そこまでやって狩猟をする必要はないというような考え方も持っておられるようでございます。そういう狩猟者をふやすことが一つの課題なのかなと思っておりますので、そこら辺を今後検討していきたいと、そのように考えるところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

川口議員、ちょっと今、副市長のほうから答弁ありましたけれども、参考にですね、私ごとで大変僭越でございますけれども、私も銃器を所持して、11月15日から2月15日までの3カ月間に、獣類に限らず、鳥類、獣類、そうした有害鳥獣に対する駆除をしております。また、名前を言ったら弊害があるといかんから言いませんけれども、この議会の議員さんの中にも、箱わなの中に米ぬかをやったり芋をやったりとか、そういうお手伝いをされてある議員さんもおられます。そうしたことで、皆さんがイノシシ被害に対する努力は大変されて

あるというようなことをひとつ参考のために申し上げておきます。

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それで、今、副市長から答弁があったんですけれども、実際、八女市あたりは猟友会のメンバーの方が百何十人いらっしゃるということで、そこで、先ほど申しましたように、やっぱり狩猟免許を取る方をふやさないかんわけですね。

そういう中で、やっぱり銃器じゃなくて、箱わなの狩猟免許とかも、今、大部分の方が取ってあると思うんですけれども、箱わなの貸し出し数の実態と、実際市で持っている箱わなの数をちょっと教えていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

箱わなの数については、担当係長のほうからお話いたします。

○議長（牛嶋利三君）

岡農林水産課園芸水産林務係園芸担当係長。

○農林水産課園芸水産林務係園芸担当係長（岡 俊幸君）

箱わなの数でございますが、現在所有している分は、協議会分、市分を合わせて約100基強所有しているところでございます。ほぼ駆除対策ということで旧3地区の協議会のほうに貸し出ししている状況で、現在、市で十四、五基を管理しております。というのも、駆除の要望が多い関係上、駆除班の所有物の箱わながだんだん足りなくなって、市の分を使っている状況でございます。

本年度、狩猟者への貸し出しを行っている箱わなですが、済みません、私の記憶では3基ほど貸し出しているところを把握しております。

狩猟者の免許を持っている方は地域で持ってある方もありますので、それを使ってある方もあるということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）



質問の中にほかにありました件で補足の説明をいたします。

まず、捕獲数に対する報償金の関係でございますが、市と農協で負担金を出し合っ  
てつ  
つております有害鳥獣駆除対策協議会というのがありまして、そちらのほうで約1,500千  
円  
程度予算をしております。その1,500千円の中で、ハンター保険料とかを出した残りをイ  
ノ  
シシの捕獲数で割って1頭当たりの金額を出して、上乘せの補助を出しております。

ちなみに、平成25年度で申しますと、1頭当たり約4千円くらいになっております。

それと、平成25年度の鳥獣被害対策の予算と決算の差で2,000千円程度あったというお話  
で  
ございますが、この予算のとり方といたしましては、当初は市単独で全てやっていくとい  
う  
ことで当初の予算枠を組んでおりましたが、最終的に国の補助事業を使ったワイヤーメッ  
シュ  
とかの分がありまして、国の補助で、これは市に入らなくて直接、市の予算を通らない  
分  
で金額的に決算と合わなくて見えづらいんですが、国の予算が直接来たということで市の  
単  
独支出分が減ったということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

先ほどの箱わなの件ですけれども、市の保有が100基ぐらいで、市内で貸し出しているの  
が  
何基だったですかね。協議会のほうに出しておるのがほとんどで、一個人の箱わなの免許  
だ  
け持っておる方に貸し出しておるのは何基かということなんですけど、ちょっとその辺を。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

市の所有が100基程度ありまして、有害鳥獣駆除班という、要は猟友会の中にもイノシシ  
を  
駆除する駆除班という方がいらっしゃいます。そちらのほうへの貸し出しが大半を占めて  
い  
ると。あと残った分が十数基あります。この十数基については、狩猟期間内において狩  
猟  
免許を持ってある方に貸し出しますということで猟友会を通して周知をしているわけですが、  
今  
年度、今までに一般の猟友会の狩猟免許を持ってある方が借りに来られたのが3件程度と  
い  
うことでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

もう時間がありませんので、その辺、もう何年も前から60基購入とかやっていたわけですから、私は数が不足しているんじゃないかと思います。

それと、有害鳥獣駆除対策費、その中で鳥獣被害対策実施隊員報酬15千円、報償費、駆除謝礼336千円、委託金、イノシシ回収委託金140千円、有害鳥獣駆除対策協議会補助金3,600千円、有害鳥獣防止用施設設置モデル事業補助金690千円となっておりますけれども、この内容をよく検討して、もうちょっと有効にできないか、検討してください。もう時間がありませんので、答弁は要りません。

そこで、先ほど申しましたように、予算はこんな7,000千円とかあるわけですよ。それに国とか県の補助事業もあることですから、とにかくイノシシ被害に対してはもうちょっと積極的に。先ほども申しましたように、とにかくまだこれからますます被害は増大してくるわけですよ。個人の手には負えなくなってくるわけですから、とにかくイノシシ駆除対策についてはもうちょっと積極的に慎重に取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは続きまして、3番上津原博君、一般質問を行ってください。

○3番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。議席番号3番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき小・中学校の給食費の無料化についてお伺いをいたします。

まず初めに、全国的な給食無料化の状況をお示ししながら、市の考えをお聞きしたいというふうに思います。

学校給食の始まりは、明治22年、1889年、山形県鶴岡町、現在の鶴岡市の私立忠愛小学校

だと言われております。家が貧しく、お弁当を持ってこられない子供がたくさんいたので、この小学校を建てたお坊さんが、おにぎり、焼き魚、漬け物といった昼食を出していたというふうに関及しております。その給食をみんな大喜びで食べていたそうです。そして、1954年、昭和29年に学校給食法がつくられ、学校給食を実施していない地方公共団体は存在はいたしますが、本市においては、おいしい学校給食が現在、全部の小・中学校で提供がされております。現在は給食の食材費として給食費が徴収されていますが、少子化社会への対策として、学校給食費等の無償化を政策展開する動きが始まっております。

この間、多くの地方公共団体は、子供の医療の無料化に焦点化してきた団体が多くありましたが、次の少子化対策の焦点として、学校給食費等の無償化を積極的に進めることが重要であるというふうに考えています。

学校給食無償化の先駆者は山口県和木町で、1951年から小学校で実施され、その後、中学校へと拡大をしております。近年では2006年の三笠市、北海道でありますけれども、この実施以降、少子化対策としての学校給食費の完全無償化が拡大をしております。群馬県の南牧村、上野村、長野県の王滝町、沖縄県の嘉手納町、埼玉県の新井町、そして、2011年の兵庫県相生市では、幼稚園から中学校までの学校給食無償化は全国的に注目されることとなり、12年間で約1割の人口減があり、定住促進事業として子育て支援の充実と人口流出を防ぎ、転入者をふやすのが狙いとされておりました。都市部における少子化対策事例として、全国から視察団が訪れていると聞いています。さらに、2012年には秋田県八郎潟町、栃木県大田原市も実施を始めております。山梨県では、2012年から早川町、丹波山村が小・中学校の教材費、修学旅行費と学校給食費などを全額負担し、実質、義務教育の無償化を実現しています。学校給食費にとどまらない、教材費、修学旅行費を含めた義務教育の無償化が地方公共団体から始まってきております。

学校給食費無償化、あるいは学校給食費に関しての部分的な補助に至っては、全国的に一層の広がりを見せております。古くは1974年の江戸川区の3分の1補助に始まり、現在では多数の地方公共団体で取り組みが行われております。半額補助、あるいは第2子、第3子からの無償化など、いずれも教育的価値のみならず、地方公共団体全体としての少子化対策、子育て支援への政治的判断と考えております。

未来のみやま市を担っていく児童・生徒の教育や育成は大変重要と考えております。充実した学校生活環境づくりは、学校や行政が積極的に取り組んでいかなければならないのでは

ないでしょうか。

食育の必要性についてでございます。

児童・生徒にとって、食育についての教育は必要と考えております。食材がどのようにして収穫されているのか、生産者の方々に対しての感謝の気持ちが芽生え、食に対しての思いも深くなり、物を大切にする環境につながると考えます。

給食も教育の一環と考えるについてでございます。

義務教育は、基本的に無償であるとの位置づけで、給食も教育と捉えるならば、教科書など無償の関連で教育費として考えられぬかということでもあります。

3点目でございますけれども、子育て支援の充実としてについてでございます。

全国的には、給食費の無料化が子育て支援、人口流出予防などの施策としての取り組みが行われております。近隣ではまだ取り組まれていないと思われまして、人口流出の予防や子育てしやすい環境の整備としての給食費無料化は大変大きな意義があると考えております。

学校給食は児童・生徒にとって大変重要な食育の場と考えられ、さらには保護者への経済的負担軽減にもなり、子育て支援の中での取り組みとして検討できないか、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣道君）（登壇）**

皆様おはようございます。さて、児童・生徒にとって健康上の大切なテーマであります食育や給食についての御質問、ありがとうございます。

上津原議員の小・中学校給食の無料化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の食育の必要性についてでございますが、平成17年6月に成立した食育基本法においては、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけております。その中で、議員御指摘のとおり、食材の収穫やそのほか食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについても理解や感謝の念が深まるよう配慮しなければならないとも述べております。

このことから、各学校では、給食の指導について、食育を実践的に指導していく生きた教材として捉えて、食に関する意欲を高め、健康な食生活の実践と健全な心身の成長につながっていくよう、日々取り組んでいるところでございます。

また、感謝の気持ちや食に対する思いを育んでいくことができるように、小・中学校の授業の中の学級活動や家庭科において体験的な活動等とも関連させながら、食育の推進が行われています。

次に、2点目の給食も教育の一環と考えるという御指摘についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、食育の観点も含めまして、給食の指導は教育にとって大切な内容の一つであります。

一方で、憲法が規定しております義務教育の無償は、最高裁判所の判例でございますように、授業料を指しているものであり、全てのものを無償としているものではございません。教科書については、教科用図書は無償措置に関する法律で規定されており、また、教育基本法、学校教育法では、国及び市町村が設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しないと規定されております。

給食に関しましては、学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費については、義務教育諸学校の設置者、つまり市町村の負担とする一方で、この経費以外の学校給食に要する経費については、学校給食を受ける児童・生徒の保護者負担となっております。

ですから、食材費につきましては、法律の上では義務教育の無償化の対象ではないと考えられます。

3点目の子育て支援の充実としてについてでございますが、議員御指摘のとおり、単費で給食費を無料にしている自治体は県内にはございません。しかし、全国で見ると、現在、児童・生徒数が少ない小規模な自治体を中心に50余りの市町村で実施されているようです。

ここで給食の経費を試算してみますと、みやま市の現在の学校給食費、食材費は小学生1人当たり月額3,800円、年額、11カ月分で41,800円になります。また、中学生では月額4,500円、年額49,500円となっております。給食費を無料にした場合の経費について、ことし11月1日現在の児童・生徒数で試算いたしますと、年間128,000千円強の財政が必要となっております。

給食費の無料化が実現すれば、御指摘のとおり、人口流出の歯どめ策としては一定の効果が期待されるかもしれません。しかし、給食費の無料化は単年度で終われるような施策でもございません。今後、交付税が年々削減される中で、長期にわたり先ほど試算額を申し上

げたような大きな財政負担が継続されることを勘案すると、現実的には非常に厳しい施策だと考えておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

今の概要を含めて、大変厳しいという状況であるというふうに私も認識はしておりますけれども、全国的に、先ほど答弁の中でもあったとおり、実施している市町村は、やはり小さな規模ですね。先ほど兵庫県の相生市のことも話をしましたけれども、ここもかなりの人口減少が進んで、現在では多分3万2,000人程度の市町村になっているというふうに思われますが、ここでもやっぱり大きな施策として、兵庫県ですので、近くには神戸市、加古川市等、大きなところもありますので、そこへの通勤距離圏、そこで子供たちの流出を防止、そして、親御さんたちの年間の給食費の負担軽減ということで、相生市では本当に大変喜ばれている施策というふうなことで、これは給食費が高いとか安いとか、そういった問題ではなく、やっぱり本当に人口流出、少子化を考えた上で、これは首長判断で行われているということなんですね。全国的にもそうです。これはやはりその自治体のトップ、首長が何としても人口流出を防ぐ、防止するという手段の一つとして、やっぱりこれを取り組んでいるというのが現状ではないのかなというふうに私は思います。

先ほど年間128,000千円程度の財政負担が必要であるというふうな報告でありますけれども、ここ数年来、決算報告の中で市長は、黒字になった、5億円の黒字になった、そういったお金をぜひとも有効に活用していただきたいと。それが結果的には人口流出防止、あるいは定住化促進につながるという施策にぜひともつながっていけるような環境ができるのではないかとということで、この問題についてはぜひとも検討をしていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど若干、私の現在の全国の状況、あるいは答弁の中で、そして市長の思いとして、この問題を本当に定住化促進、あるいは子育て支援のほうにつなげていけるというふうなことを検討できるような、今現在、すぐにやりますということじゃないんですけれども、検討すべき課題と思われましても、そこら辺についてはどうお思いでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

確かに、今、一番の大きな課題というのは、将来を見据えた人口減に歯どめをかけるということが、このみやま市にとって最も大きな課題ではないかと思っております。そのためにはいろいろな施策をしなければいけないんですけど、今、上津原議員さんが御提案されました給食費の全ての無料化ということでございますが、それも大きな一つの今後の検討課題には十分なり得ると私は考えております。

やっぱり思い切った施策をしなければ、到底、このみやま市みたいな小さな都市が将来生き残っていくということは極めて難しくございますので、おかげさまで非常に今、みやま市は財政状況がよろしゅうございますし、毎年四、五億円の黒字を出しておりますので、そういったことも十分議員さんたちとも相談しながら、また学校関係者とも相談しながら、また市民の皆さん方の意見を聞きながら、一番いい施策をやりたいと。

学校給食無料化というのは、最初から全部無料化ということではなくて、例えば、半額補助するとか、そういったこともできないわけではございませんので、そういったことも視野に入れて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

十分検討できる問題だということで、今回一般質問したとが多分、実が結んでいくんだろうというふうに思いますが、先ほど答弁の中でありました学校給食の施設に関する分については設置者が負担せにゃいけないと、食材については、多分、学校教育法の12条ですかね、この中に規定されてあります分で保護者が負担しなければならない、食材については保護者が負担しなければならないというふうに、多分、そこで判断がされているんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、先ほど裁判の判例等もあるというふうに言われますけれども、やはり給食も教育という観点でいけば、これはやはり無償化の対象にもなるというふうな分も今、全国的にどういったところでやれるのかということで、そういったところもクリアした地方自治体がやっているという状況であります。

今回の質問の中でも、触れたほうがいいのかなのかなというふうな分もありましたけれども、今回については給食費の問題も、公会計化というような話も、いろいろあるというふうに思いますが、今回はちょっとそこについてはまだまだ触れてはいきませんけれ

ども、そういった観点で、本当に十分な、食材についても無償化できるような環境も全国的にも広がっているというふうな部分もありますので、ぜひともそこら辺は教育部としても十分調査、検討をしながら、できない分は仕方ありませんけれども、できる環境をぜひともつくっていただきたいというふうに思いますけれども、そこら辺についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

議員さんの御提言の中で非常に共感できる部分がございます、それは、まず子育て世代の定住化ですね、人口の流出防止と定住化というのは、これは一番のポイントは良好な職場の確保ということでしょうけれども、教育委員会としても、私個人としても非常に関心の高い事柄でございます。

それから、食育の大事さについて御指摘いただいたことも、まさにそのとおりで、まず食べるということが、これは子供ならずとも生命、生存の基礎・基本でございますから、そこは非常に大事であると、しかも、そういうことを踏まえて給食の中にも食育の考え方を入れていくという御指摘も、まさにそのとおりであろうというふうに思っております。

それで、基本的な教育委員会としての立場を少し御説明させていただきますと、今、申しましたように、小・中学校の教育は、定住化そのものの主要施策にはなっていないだろうと。しかしながら、住んでいただく子育て世代の付加価値というふうなものには大いに役立つのではないかと私は考えております。だから、基本的には、教育内容、みやま市ならではの学校教育の充実、この教育の質を上げることがその付加価値につながると、一番に、そんなふうに考えております。

それから、給食に関しましては、先ほど具体的には申しませんでした、運営の面というふうにお答えしたのは、一番経費が要するのは給食を調理することなんですね。これにつきましても、私も以前お答えしましたし、市長のほうからも以前答弁があったというふうに思いますが、自校方式をできるだけみやま市は取り入れていくんだと。一部、センターを活用している学校についても、非常にセンターの調理のやり方がよろしいという評判でございますから、こういう給食の質を維持していく、あるいは高めていくということが教育委員会としては大事なことはないかなと、付加価値としてですね。



その上で、今、市長が答弁されましたように、順次、あるいは今後の検討課題として、食  
材代の無償化もどうかというようなことは、それはありがたいことだというふうに教育委員  
会としても思います。

委員会としては、一番は今申しましたように給食等の内容や指導も含めまして、いかにみ  
やま市ならではの学校教育を充実していくか、教育の質を高めていくかということをしっ  
かり今度、ビジョンを立て直しながら進めていきたいというふうに考えているところでござ  
います。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

大変ありがとうございました。私自身もやっぱり考えるのは、食育を含めた学校生活の中  
ですね、ここについては、教育については教育委員会が責任を持ってやると、それとあと、  
学校生活、環境整備については、自治体も含めて、やっぱり学校生活は両方やっていくと、  
それをきっちりと、あとは家庭協力は家庭協力で、親御さんに対して、そこをしっかりと伝  
えていって、やはり先ほど答弁書に書いてあった懸念材料を払拭するような手段をぜひとも  
つくり上げていきながら、子供の健全育成、そしてさらに、このみやまを本当に担ってい  
ただける健康で健やかな子供たちをぜひとも多くつくっていただき、そして、やはりみやま市  
に住んでよかった、そして転入者も、ああいった学校教育がある、そして親御さんたちも、  
義務教育課程ではありますけれども、そこでは子育て支援もちゃんと充実しているというよ  
うな環境をぜひともつくっていただきながら、定住化促進、そして子供たちの健全育成に今  
後も進めていっていただきたいというふうに思います。

検討していただくということですので、これで学校給食無料化についての質問を終  
らせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（牛嶋利三君）**

続きまして、2番野田力君、質問を行ってください。

**○2番（野田 力君）（登壇）**

皆さんこんにちは。2番の野田力でございます。議長の許可を受けまして、質問させてい  
ただきます。

1 問目は、清水公園におきます、楽しく、もっと爽快になれる清水公園にしてもらいたいというテーマで御質問をさせていただきます。

親しみの深い清水さんにおきましては、これから厳しい冬が過ぎますと、春を迎えるわけでございます。春になりましたらば、小学校の新入生の歓迎遠足に出かける定番の場所でございます。桜の花の咲く清水さんが浮かんでまいります。本当に私たちの幼児のときは、それを思い出します。そのときは、五、六年生が新入1年生を見守りながら山を登り、そして、ともに下界を見渡せば、このふるさとの美しい景色が目に入って、口にはお母さんが握っていただいたおいしい巻きずしをほおぼるなど、本当にほほ笑ましい思い出が今もってよみがえるものでございます。

何ととっても、中心地は、西暦806年ですか、天台宗の開祖者でございます最澄様がキジに導かれて、山の中腹に光が放されたところにある、そのネムノキに千手観音を刻み、安置されたところが清水さんだよということで先生から教えていただきました。そして、感謝を込めてお参りしたものでございます。

清水寺の周りには、国指定の本坊庭園を初め、県指定の楼門、三重の塔、さらには仁王門など貴重な文化財が数多く存在して、私たち地元民の誇りでもございます。みやま市におきましても、シンボリック的なロマンの名勝地であります。さらに、これら一帯は緑深き環境に包まれており、有史1,200年以上の歴史と文化が培われ、人々の心のよりどころでもあります。これからも神々しく靈験性が悠久的に漂うことをございましょう。

私たち地元民は、清水山の「山」の言葉を「さん」と言いかえて、通称、清水さん、清水さんと愛称を込めて呼び合っております。みやま市の清水公園も、清水さんの大きな懐の中にあるのでございます。

清水公園と呼ぶ以前は、多分、神聖な聖域として存在して、市民皆様の心の癒やしと享受していただいたところが清水さんであったと思います。そして、近代世相の影響を受けまして、市民皆さんが気軽に利用しやすく、集い、そして楽しみ合う場所としての公園が求められて、ここに清水公園として誕生したのではなかろうかと推察いたします。

それを物語るものとしまして、土地の所有管理状況からもうかがい知れます。現在、みやま市の清水公園として、みやま市が管理しております区域は、飛び飛び地に8カ所に分かれています。そして、面積が合わせまして3.8ヘクタールでございます。清水寺の所有地は、何と400ヘクタール以上でございます。その中に市の公園管理地がほとんどですね、その中

でも使用貸借地として包含されてございます。このような地形で公園が形成されて、運営管理されているのは、お寺様からの温かい御理解と御配慮、さらには御協力なくしては、多分、今のような公園は実現していなかったものと痛感いたします。ここに改めて感謝の意を申し上げまして、心から敬意を表する次第でございます。

ただ、公園の動脈となります道路につきましては、公園内の園路の位置づけではなく、公園では普通は園路と申しますけれども、園路の位置づけではなく、市道に早くから認定されております。そして、4.5キロございますが、これは市当局、行政におきまして、しっかり目配りしながら管理されているのでございます。

所有地の区分からうかがい知れることは、もともとのお寺様の所有管理地を行政が御相談申し上げてお借りしながら、公園を設置されてきたからでございましょう。そして、公共的な公園として市民皆様が一応自由に利用されるように、道路の整備、それから維持管理、さらには手洗い、トイレ、駐車場、案内看板などの設置についても、これはみやま市行政当局で本当に種々の折衝と調整を図りながら、市民サービスの向上のために尽力をされ、重ね管理されているのでございます。大変御労苦があったと思っておりますが、その御労苦に対しましては、地元の皆様初め、管理、行政当局でございまして、本当に心から感謝の意を表する次第でございます。

ところで、来園者の状況を見ますと、年間11万人以上が利用されております。しかも、天気の悪い日におきまして、最低でも常時五、六十人は利用されているありさまです。特に、一般社団法人日本ウォーキング協会さんが美しい日本の歩きたくなる道ということで、全国に500選を選び出されている中で、福岡県ではその中には10カ所でございます。その中に、この清水公園が歴史をめぐる道として選定されているのでございます。選定されているおかげで、利用者の大半が市外からの方が多うございます。遠くは県外からもお見えになっておるようでございます。知名度が本当に予想以上に知れ渡っており、さらには清水さん一帯を含めた、すばらしい清水公園としても名声が高まっております。これからも一層高まるとともに、本当にここだったら住みたくなるなという、みやま市のPRにも大いに役割を果たしていくものと確信いたします。

しかし、清水公園といいましても、実はほとんどがお寺様の所有地の中にあります。お寺様の所有地を初め、さらにその周辺の民有地を含めて、その上位にまたさらなる公的な規制といたしまして、福岡県立自然公園が重なり合わせまして設定されている状況でございます。

このように、公共性の高い区域になっております。

したがいまして、安全・安心の面から、それを確保することが大事なのではないかと思えます。利用者から見て、そういましても、何か気がかりなことがあるそうでございます。それは樹木の枯れ枝や倒木、それから、のり面の崩壊などが見受けられるので、早目に除去していただいて、安全面を確保していただきたいということが要望としてあるようでございます。

また、通行いたしましたらば、まず、五百羅漢様の向かい側の道路が以前から狭いということで拡幅整備が必要であるかなと思っております。そのほかにも、狭いところがところどころ見受けられます。地域の方々の話では、そういったことで週に三、四回ぐらいは車両の脱輪が発生しているとのことでありますので、それらの箇所側溝には、まず応急的にグレーチングによる施工措置で対応願いたいかなということでございます。

ともかくも、往来の際には安全確保が大事でございます。車との離合の際に、散策者、参詣者が危険を感じないように、安心される道路の整備対策が待たれております。

さらに、誰しものが避けて通れないのが生理現象でございます。公園管理者の管理の3要素といたしまして、トイレの問題もちゃんと条件として挙げられております。爽快な気分です散策していると、本当に申しわけないが、気持ちよく済まされるような清潔できれいな手洗いやトイレを使用したいと願わざるを得ないということでございます。特に、第3展望所です。それは上のほうでございますが、一部利用者のマナーの起因からと思えますけれども、清掃の限界を超えておるような激しい汚れと破損の状態でありますので、改修せざるを得ないものと考えておりますので、早急に対応が必要ではないかと思えます。

加えて、山間地におけるトイレの増設でございますが、管理上、本当、山間部はいたずらや種々困難な点が横たわっております。しかし、いいところでは、雲仙岳、多良岳、さらには熊本の金峰山の姿が見える絶好の見晴らしのよいところ、いわゆる大観峠ですね、そこに残念ながらトイレがないということで、大分苦労されておるようでございます。

特に、女性の目線から考えますと、既存の一番最後の第3展望所のトイレで用を済ませてからも、その大観峠に行くまでは片道2.5キロでございます。当然、往復5キロになりますが、そうすれば、もう本当に深刻な事態に見舞われますということでございます。

管理上も大変難しいところもあると思えますが、バイオマスという、高山のトイレに使用されていますが、そのバイオマス応用型の、そういう工夫を凝らしていただいて、何とか対

応いただきたいなと思っております。

そして、もっと楽しく清水さんのロマンをめぐり、学び合える学習視点から申し上げますと、まず、神聖漂う雰囲気の中で、まず最初はお迎えするメッセージでございます案内板の設置に関することでございます。

来園者、参詣者がまず目にすることは、案内板でございますが、案内板も見やすいようなアニメ調で、わかりやすく導いていただきますと、新しい楽しみもつくり出されるでしょうし、興味も湧き、新しい体験もふえるものと思います。

そして、この公園内には野草の宝庫と言われております。専門家の方が大変なる野草の宝庫ですと。そして、特に絶滅危惧種の植物種が4品種あります。これらをしっかり守りながら、四季を通じた美しく咲き乱れる花の植栽や、これは一つの案でございますけれども、カイノキの樹木でございます。これは別名、学問の木と申しまして、文部科学省にも庭園に植えられているカイノキでございます。それから、いにしえの手紙の代用に葉の裏側を使った植物、樹木があります。それがタラヨウノキということですが、そういった木とか、先ほど申しました清水さんの仏様にネムノキが使われています。さらには、これはもう前から目薬として薬用として使われておりましたメグスリノキなど、おもしろいやつがいろいろと植物を調べてみましたらありますから、そういったやつをじかに体験できるような植生園地ですか、そういった整備をいただけたらば、自然と人々のきずながさらに強まるものと思いますし、自然の愛護精神といいますか、それが一層育まれ、心豊かな人間形成にはかり知れない影響をもたらすものと考えます。どうか今後の清水公園におきますランドスケープですか、絵を描いていただくときは、植物園を描き出させていただきますよう、ここにひとつ要望いたしておきます。

要するに、広大な公園でありますので、今後における楽しめる公園づくりですか、これは財政負担が伴いますので、確固たる国、県の予算獲得に考慮した有利な制度に設置すべきではないかと思っております。

現在の当公園、清水公園は、みやま市の公園条例に基づきます設置でございます。このところを整備いたします場合は、市費の単独の経費で全て対応せざるを得ません。当清水公園を都市公園法に基づいたみやま市都市公園条例による公園といたしますと、社会資本整備総合交付金の交付対象になります。したがって、この際、都市公園にぜひとも変更いただきたいなど。条例改正の手続もあると思いますが、そういった措置をお願いしたいと思

っております。

そもそも、みやま市管理下にあります公園は3.8ヘクタールで、しかも、8カ所に分かれています。一般の来園者は見分けることはできません。一般の来園者は多分、登り口から市道に沿った両サイドの樹木の植栽区域は、公園の管理区域と一般的に受けとめられるでしょう。その範囲内は緑豊かな美しい景観を保全し、和む修景を来園者に満喫いただきたいものでございます。美しい景観、つまりは風致を維持するためには、雑草、雑木の繁茂や枯れ木などから守って、特にごみなどの収集などの清掃を広範囲に行うことが必要不可欠でございます。これこそ行政のみでは、これは行政だけでは大変、対応し切れないものではないでしょうか。

そこで、現在、清水公園のふもとの本吉行政区におきまして、みやま市の委託事業といたしまして、市の公園管理内においては清掃活動を精いっぱいいただいておりますが、それ以外の植生樹木や沿道も公園と密接な一体性を有しております。それらが欠落いたしますと、清水さんのあのすばらしい風致景観や植物の植生保護が保たれなくなります。みやま市の公的管理業務とあわせて、お寺さんのほうからの自力的な労力の提供、これも常時やってあるようでございます。それから、歩こう会の皆さん、それから本吉区の皆さん、清水校区まちづくりの協議会さん、それから小・中・高生もボランティア活動で頑張っておるようです。それから、民間企業のほうからも、清水さんを緑豊かな美しい景観を守ろうと懸命にボランティア活動に頑張っております。しかしながら、この領域が広いため、十分に手が回らない状態でございます。

したがいまして、行政当局のもとに定期的な活動計画を立てていただいて、市民皆様に呼びかけていただいて、清水さんおかげさま作戦といいますか、そういった協働の作業戦略を樹立いただきたいものでございます。そうすることによって、行政と市民の皆さんたちの協働作戦が展開されるのではなかろうかと思えます。

ともかくも、清水さんは私たちが知恵と汗を出して、さらなる良好な環境づくりに邁進すれば、きっときっと受けとめていただいて、強くそれを感じます。現在、11万人の来園者の方々が、そのよさを広く周知いただければ、倍增されること必定ではないかと確信する次第でございます。

これまで申し上げました諸課題に対しまして、西原市長の熱い思いを込めて、御英断と力強い果敢なる取り組みによりまして、来園者がもっともっと楽しく、もっと気持ちよく満喫

されるような環境の条件整備をいただけるような市長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。1問目を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

野田議員さんの大変格調高い御質問にお答えをいたします。

楽しく、もっと爽快になれる清水公園にとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の安全確保、樹木の枯れ枝、倒木等の除去並びに園内の狭隘な市道路箇所<sup>（注）</sup>の拡幅についてでございますが、現在、市が管理している清水山の市道4号及び2473号については、道路の維持管理として道路路肩の除草と側溝清掃を年2回行っております。

また、豪雨や強風の後には、道路の巡視により樹木や竹の倒木があった場合には樹木の伐採や撤去を行い、通行の安全を図っております。

清水山の市道は狭いところもあり、車両の通行については離合できない場所もありますが、舗装工事により道路幅員を拡幅できないか検討していきたいと考えております。

道路側溝については、降雨時、かなりの雨水が道路を下っていきますので、基本的に側溝のふたは設置しない考えではございますが、道路幅が狭く、道路拡幅が困難な場所については、現在の道路状況を確認しながら、グレーチング等のふたを設置し、車両が側溝の上を通行できるよう対応していきたいと考えています。

また、道路の舗装状態が悪い箇所については、計画的に舗装改築工事を行うと同時に、外側線を引き直し、車道幅を明確にして、歩行者の安全を確保していきたいと考えております。

次に、2点目の既存トイレの改修及び大観峠におけるトイレの新設についてでございますが、現在、清水公園は、みやま市管理のトイレとして、清水山荘下と竹屋下及び第2、第3展望台に設置しており、このトイレの維持管理を地元の本吉区に委託をいたしております。特に、清水山荘の下のトイレにつきましては、行楽シーズンやイベント時には、地元出店者の協力も得ながら管理をいたしております。

議員御指摘のトイレは、第2、第3展望台に設置してあるトイレだと思います。このトイレは、老朽化により改修が困難であること、竹屋下のトイレとの位置関係により、廃止の方向で検討を行いたいと思っております。

また、議員が御指摘されるとおり、第3展望台から大観峠までにはトイレがございません。

トイレ等の設置につきましては、水道施設や管理体制等の諸課題があり、利用者の意見等を聞きながら、設置場所、方法などを検討し、設置可能なトイレの検討をいたしたいと考えております。

次に、3点目の魅力的な公園づくりの上から財政支援の強化策となる都市公園に位置づけた条例改正をについてでございますが、みやま市では、みやま市都市公園条例とみやま市公園条例があり、清水公園はみやま市公園に位置づけられております。

都市公園に位置づけた条例改正をとのことですが、御案内のとおり、公園用地の大部分は清水寺の所有となっております。都市公園として位置づけるためには、いろんな問題点があり、諸問題を解決しながら検討していきたいと考えております。

次に、4点目の市民との協働による公園清掃活動の展開についてでございますが、瀬高町時代から衛生組合連合会主催のクリーンキャンペーン事業がなされており、合併後も市民参加の清掃活動を行っていましたが、現在は春、秋の一斉清掃のときに市内全域において各自治会でとり行うようになっております。

今回、清水寺に特化したボランティアによる清掃活動の総合調整を行政で取り組めないかとのことでございますが、現在、清水公園の清掃ボランティアを取り組んでいただいている団体がおられるようですので、議員御提案のとおり、現在の活動状況を把握し、実施が可能か、また、清水山以外の公園についても同様に今後検討していきたいと考えております。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番野田力君。

**○2番（野田 力君）**

一応、本当に前向きな御答弁いただいて、安心いたしております。

ただ、道路の路肩の除草とか側溝清掃を年2回ということで回答いただいておりますけれども、年2回ではですね、国でも最低3回ほどやっておるようでございますから、目配りはしっかりしておかないと、倒木で事故が起きたら、公的管理者に回ってきますので、目配りは再三やっていただいた方がいいかなと思っております。

そこいらは、年2回ということでございますので、もう少し努力されますよう、御答弁をお願い申し上げたいと思っております。

それから、トイレの件ですけれども、第3展望台のところのトイレは廃止したいなということでございますが、多分、大観峠のトイレも含めたところで適正な配置を含めて考えてい



ただくかなと、ちょっと今、解釈したわけですが、そのとおりなのか。そうすれば、そこで女性の大変苦勞されていることが解消されるかなと思っておりますので、そこいらの中身をもう少しお話しをいただきたいと思っております。

それから、都市公園法に基づいた清水公園に条例で制定していただきたいということは、清水さんの所有地がほとんどでございますから、清水寺との折衝がいろいろあると思いますが、私も事前にちょっとお話ししましたら、都市公園で、そういうふうに財政支援も強化されるなら、将来よくなることやんけんの、それはあんた、協力していかんといかんたんのということで、ほかの人もおる中でお話しされておりました。大変ですね、また市のほうにも御迷惑かけとるけれども、よくなるほうやったらですね、どんどん協力したいなという物すごく善意な気持ちでお答えいただいておりましたから、多分、折衝いただければ、随分いい感じで調整ができるかなと思っております。そこいらも再度御答弁をお願いしたいと思っております。

それから、最後の清掃、ともかく40ヘクタール以上でございますから、それは中は大変でございますが、市道のそれに沿ったところはきれいに、足元は雑草とかはよくきれいにしておかないと、県外からでもお見えになるし、朝、五、六十人見えますけれども、みやま市の方よりも柳川市、大川市、筑後市、そういう市外の方がほとんどでございます。そして、やっぱりよかこのうと言って帰ってあります。そればってん、ちょっと気になるところもありますけん、ひとつ手入れをとということが皆さんたちにお話しされるそうでございますので、そういったことがないように、もう少しボランティアの人たちからも御協力いただいてやっていただきたいなと思っております。

以上、4点につきまして再度御回答をお願い申し上げたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

私のほうからよございますでしょうか。

年2回の除草につきましては、3回をというようなことでございますので、今後検討してまいりたいと思っております。

続きまして、都市公園に格上げしてということでございますが、これも鍋島様の意向も尊重しながら、今後も継続して検討していきたいと考えているところでございます。

それから、3点目のバイオマストイレの提言をいただいておりますけれども、バイオマスのトイレについては利用者にちょっと制限があるようございますので、それも含めて、これについては所管のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

4点目の地元の協働によります清掃でございますが、これについても地元の皆さんにも打診をしていきたいと思っておりますので、前向きに検討していきますので、どうぞよろしくお願いたします。

バイオマストイレについては、所管のほうからちょっと答弁させますので、よろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

石橋建設都市部長。

**○建設都市部長（石橋慎二君）**

おはようございます。議員の御指摘のバイオマストイレですけれども、うちのほうからもちょっと見に行きました。調査に行きまして調べましたところ、場所が益城郡の飯田山公園駐車場に2メートルの4メートル、長さが4メートルで3基、大便器が2基の小便器が1基というような形で設置してあります。

ただ、これが木くず、木の粉を要しまして、水がないもんですから、その木の粉とかを、例えば、小便とか大便をまったら、ボタンを押して、その木の粉をまぜて、バクテリアで廃棄していくというような形になっておりますけれども、これが御指摘のとおり、清水山は相当な数の散策者がいらっしゃいます。それで、これが一番でかいのがこの型らしいんですよ。それで、小のほうを70回ぐらいすると満杯になって、これが70人分ぐらいの機能しかできないということを聞きました。

それで、これも含めまして、今、市長のほうからもありましたが、機種に問わず設置していきたい旨、設置していかうかという前向きな検討をさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

それと、道路の、副市長からもありましたけれども、3回のことではありましたが、実際、観光資源が大切なところであります。御存じのとおり、散策者も相当な数いらっしゃいます。それと、ロードレースというような形でやっております。利用しております。

そういう中で、建設課とも、御指摘のとおり、一般質問の中で、きょう質問いただいているんですけれども、課の中でも当然、道路は悪いという位置づけを持っておりました。それ

で、課の中での論議は再三していたところでございます。ただ、財政的な部分が伴いますので、相当な長い部分がありますので、予算等も含めまして検討しながら、当然、今の散策者の気持ちを酌みながら、前向きに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

具体的にお話しいただいたんですが、一つ気になることは、第3展望のトイレをなくして、そして大観峠も含めたところで新しい新設をという考えじゃなからうかと思っておりますが、そこいらの考え方をもう少し触れてくれませんか。そうしないと、あれから第3から片道2.5キロなんですよ。それがなくなったら、もっと3キロぐらいになりますからね。3キロで、1カ所でいいのかどうかと、ちょっと心配するものですからね。そこいらはいかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

御指摘のとおり、下、第3展望所というのが竹屋のちょっと上ですね。それと、第2展望所というのが竹屋のちょっと下にあります。これが御質問のとおり、相当古く、もう利用できるような状況ではありません。それで、これを改修という思いもありましたが、改修もできないような状況でありますので、そして、竹屋下に1つ、一昨年ぐらいに設置しましたが、それを含めまして、今考えておりますのは、山荘の下に1個あります。それと、竹屋下に1個あります。それと、第2、第3は古いので、壊しまして、大観峠までの間でどこかにできるものかどうなのかということで、設置場所は大観峠に限らず検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）（登壇）

やっぱり管理上、大変なところでございますから、後で管理が不行き届きで問題が起きた

らできませんから、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

1 問につきましては、これで終わらせていただきます。

2 問目でございますが、清水山荘のことにつきまして御質問させていただきます。

清水山荘は、緑豊かな美しい清水公園に隣接させていただいて、新しい農業・農村に向けての構造改善推進事業ということで位置づけられて、自然環境応用施設整備事業として昭和61年度に、当時の瀬高町が国県補助金65,000千円余を受けまして、事業費が134,000千円余ですか、を投じて完成して、運営開始されております。

建造物は、鉄筋2階建てで、面積が716平方メートルです。研修宿泊施設が7室、50人収容の大研修室や食堂、浴室なども兼ね備えて、50名が一度に研修できる、本当になかなか立派な施設でございます。建造物の耐用年数が47年と今定めてありますが、建築家の見たいでは、耐震構造での施工でございますので、多分、それ以上に使用は十分可能じゃなかろうかということをお説明いただいております。

ただ、空調関係ですね、給水、排水、それから加熱施設などが老朽化し、損傷があるものの、これはまた当然、過ぎれば、いつも悪くなるからということでございます。それけん、補修は十分可能じゃないですかという建築家のお話でございました。

一応、47年間の耐用年数で計算いたしましても、まだ今の時点でも18年間は十二分に利用されるし、国民の血税でございますので、十分に目的を達成するために最大限にとことん活用すべきものと言えましょう。

ところで、平成20年度の時点から過去10年間の本施設の利用状況を調べてみますと、年平均、年ですよ、538人でございます。合併以降は、さらに減少して、年平均376人でございます。

ちなみに、運営開始後、これは18年間は年平均4,535人です。合併後の利用人員は、何とマイナスの91.7%ということで、極端に激減しております。ほぼ休館状態であるものと考えざるを得ません。

本施設の管理に当たります所管課は、設置目的から、当初は農林水産課でとり行われたのでございますが、平成20年度に教育委員会の社会教育課に日常業務を移して、大規模工事や、それから施設の改廃、空調設備保守切りかえなどは農林水産課に残されております。また、重要な条例改正については3者で協議するというので、確約書がなされていますので、私はそれを見まして、何か責任の分散が生じて、心配だなと思っております。

ともかくも、維持管理費は毎年度2,000千円以上が使われております。本議会におきましても懸念されて、平成20年9月9日だったですか、決算特別委員会でも質疑が交わされております。その後も議会に取り上げられること5回も質疑が交わされているのでございます。最後の平成26年9月18日、3カ月前ですか、決算特別委員会では、清水山荘の有効活用の有無を含め検討を急ぐことということで、厳しい御指摘もされております。議会において指摘されておりますので、所管課におきましては、多分、速やかに鋭意検討されておるものと推察いたします。

ところで、私は地元の本吉区長さんを初め、関係者から、このことにつきまして種々御意見や御要望等をお聞きしますと、皆さん相共通して、本施設は休館状態なので、随分前からいろいろな方面で、これは活用できるばいということで再三、関係者には申し上げてきましたということが皆さんの共通の話でございます。そればってんのと、そればってん、全く動きがなかったので、残念至極でございますということで、随分残念がってありました。

みやま市行政当局として、現在、鋭意検討が行われていれば、精力的に急いで進めていただき、実行してもらいたいものです。当然、その際には設立目的を踏まえることはもとよりでございますね。重要な視点といたしましては、設立目的と、それから緑豊かな神聖なる清水さんに抱かれた場所です。しかも、名高い清水公園に隣接いたしております。入園者が何と11万人以上でございます。それらの状況を含めて、大いに活用し、みやま市の重要な発信基地の一つに位置づけておく必要があるじゃなかろうかと思えます。特に、みやま市は1次産業が生み出してきた数多くの伝統文化等の形成が顕著でございます。さらに、今もって農産物の先進を求めて進展しております。将来の産業のあり方についても確たる展望を開くためには、より厳しく追及し、改革を大胆に力強く推進せざるを得ません。

農村社会からの一面からでございますけれども、みやま市の文化、教育、芸術、芸能は、農村、漁村の土壌にしっかり根差して、そのバックグラウンドを背景にして、かなり高いレベルの位置で息づいております。今後とも是が非でも一段と進展させて、向上いただくことが重要であるものと考えます。

加えるに、1次産業の歴史をめぐれば、どの時代でも地域社会における文化、教育、芸術、芸能等に大きく影響をもたらしております。そこで、再度、思い切って振り返っていただいて、1次産業に対しまして文化、教育、芸術、芸能を通じて再考すべきところもあるだろうと、そういうことが重要じゃなかろうかと思えます。長年にわたり調査研究を続けられてい

るみやま市の郷土史会や農林水産の6次化に係る加工研究会、文化協会、美術協会などがみずからの研さんを積み、すばらしい功績をおさめて、1次産業に強い影響を与えていることもうかがい知ることができます。

このように、郷土の農林水産業と文化、教育、芸術、芸能との緊密な関係を考えますと、お互いに双方から強化し合い、相まって向上しているのではなかろうかと思っております。それぞれすぐれた分野の研究、研さんする場所に大変御苦労されながらも、注目を寄せるすばらしい成果を特定の集合場所において、しかも、短期間といいますか、短期間の期間限定で発表、展示されています。市民の目線からしますと、その間のタイミングはなかなかとれないということで、見逃すということになりかねません。大変もったいないことでございます。

それらの関連の中で、とりわけお考えいただきたいものとしては、次代を担う小・中・高校の児童・生徒による文化、芸術、工芸、芸能等の発表や、すぐれた作品、展示にも私たち市民はなかなか鑑賞する機会に恵まれないのが実情ではないでしょうか。これらもすばらしい作品づくりの現場や成果展示物の鑑賞がもっとオープンで、いつでも気軽に見学や鑑賞されるようなところで、しかも、各分野が一堂に集合された場所がどうしても必要じゃなかろうかと思えます。そして、それぞれの得意分野を持ち寄って、総合的な交流と学習を常時深めていただき、新たなる発想による新たなる作業を組み立て、新しい作品づくりに挑戦的に立ち向かっていただきたいと思うのであります。

さらに、各分野が一堂に集合されれば、総合的に切磋琢磨して研究、研さんが行われ、その分野の改良、改善や、飛躍的な作品などが新しく生まれてくるものと思えます。そういったものが潜んでおるものではないかと思えます。大いに期待いたしたいものでございます。

しかしながら、このような集合体、今申しました集合体の利活用の方法では、いわゆる特定者といいますか、ある程度絞られた利用者の限定で使用されるようなおそれもあります。多くの一般市民皆様から鑑賞者や清水さんへの来園者等は、いつでも気軽に立ち寄り、楽しんで、喜んでいただくための条件整備もまた一面、必要かなと思っております。

その条件づくりとしまして、おいしく、ほのかな楽しみを味わえる食べる場所として、地元産を使った手打ちそばや、当地特産の高菜のおにぎりとか、健康志向にマッチした、今、商工会のほうで開発されていますが、薬膳カレーなどの提供もおもしろいかなと思っております。さらには、気軽に優良な作品を鑑賞したりして、ひとときの憩いに伴った飲み物のコ

ナーとして、コーヒーとか抹茶とか紅茶、特にハーブ茶ですかね、そういったやつを提供してみてもどうかと思います。

ともかく、再開の方針としては、市民ニーズを十二分に酌み取っていただき、最大の利用者を見込み、さらに民間のノウハウを最大限に生かして、ともかくコスト意識が備わっている民間の方に委ねて実行されたらと思います。新しい公設民営による経営手法が編み出されるものと確信いたします。

以上、申し上げました清水山荘の再開に当たりましては、諸改善の提案につきまして、西原市長さん並びに運営所管でございます長岡教育長の御所見をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣道君）（登壇）**

みやま市の文化、芸術の効果的な発信並びに清水山荘の利活用についての御質問、ありがとうございます。

それでは、清水山荘を最大限に生かそうとの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の清水山の良好な環境を生かし、清水山荘をみやま市の文化、芸術、芸能等の発信基地にということについてでございますが、御指摘のとおり、清水山荘は緑豊かで美しい自然環境に恵まれた場所に立地いたしております。また、清水寺や本坊庭園を初め、清水山へは、市民はもとより、市外からも年間多数の観光客が訪れ、四季それぞれの自然を満喫いただいている状況にあり、みやま市を広くPRするための情報発信の拠点といたしましては、確かに絶好の条件でございます。

議員御提案の環境を生かした文化、芸術、芸能等の発信基地にについてでございますが、現在の清水山荘は宿泊目的が中心の施設となっており、書や絵画などの展示スペースを確保するためには、それ相応の施設改修や設備投資が伴ってまいりますので、投資対効果を見きわめなければなりません。

また、本市には、ほかにも文化、芸能や市民活動の拠点施設といたしまして山川市民センターや、まいピア高田、瀬高公民館、市立図書館などの文化施設を有しております。これらの施設利用の活性化につきましても、それぞれに課題を抱えているところであります。

みやま市ならではの文化、芸能を大いに発信したいとの気持ちは私も同様であります。

その内容や運用につきましては、これらの関係施設全体で総合的に検討させていただきたいと存じます。

みずからによる事業の展開を図るべきという御提案についてですが、御指摘のように、公共施設の運営はもとより、さまざまな事業につきましては、最小限のコストで最大の効果をもたらすことが行政に課せられた主要課題の一つであると私どもも認識しております。

また、公共施設の運営や事業につきましても、民間の経営能力を生かし、実際に利用いただく諸団体、関係者の皆様の創意工夫により展開されることも必要なことであろうと考えております。

一方で、清水山荘につきましては、設立当初より民間による管理運営がなされており、アイデアを凝らした企画の一つとしてカニ料理の提供など、さまざまな事業を展開されておりました。しかし、最終的には、集客難による撤退を余儀なくされたという残念な歴史もございます。

このような経過や反省を含めまして、今後、市長部局とも御提案のような事業展開の実現の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の多くの市民が気楽に楽しめ、総合学習の喜びが味わえる施設の改修をという御提案についてでございますが、教育委員会といたしましても、さきに述べました幾つかの文化施設、あるいはスポーツ施設を初めとした市内各所の社会教育施設につきましては、できるだけ多くの市民の皆様に気軽に来場いただき、交流を深めていただくとともに、楽しく学習できる施設の提供を目標として、常日ごろから取り組んでおります。

この目標は、それぞれの施設で今後改修の機会が生じた場合にも十分に考慮すべき事項であると考えております。

3つの御質問、御意見に対し、教育委員会としての考えを述べさせていただきましたが、いずれにいたしましても、清水山荘の活用方策につきましては、さきの議会における決算特別委員会で清水山荘の有効活用の有無を含めた検討を急ぐこととの御指摘をいただいております。また、現在、庁内に学校や消防署、公営住宅等の跡地活用などについて総合的に調査、検討を行います、みやま市公共施設跡地等活用検討委員会が設置されております。清水山荘の活用につきましては、その利用目的や運用方法を明確にしたリニューアルを含め、検討させていただくようお願いし、今年度内には方向性を見出してまいりたいと考えております。

以上です。



○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

今、御答弁いただいたんですけれども、要するに、また検討していきます、検討していきますという話でございますが、そもそもの原点を申し上げましたら、清水山荘の設置条例があるわけですね。設置条例をよく読んでいただきましたら、本当は検討の余地ないんですね。その目的に沿って常時やっておかなくちゃならないわけですよ。

それから、補助金適正化法、これも国が莫大な金を補助しております。それはほとんど、ちゃんと目的を達成するためにやるようにしないとだめだよという、ちゃんと法律上もなっているわけですね。

今、教育長が申されているように、いろんなやつがあります。そうすれば、どこでもふくそうして、なかなか整理しづらくなってきます。そもそも、みやま市がその建物に対して設置条例を置いておるとは、こういったことで管理しなさいよということで、執行部が自由裁量でやるもんじゃないんですよ。そもそも条例で、市民の皆様が条例を定めたから、執行部はそれに基づいてやるんだよということになっていますからね。もっと追及しましたら、ここ10年とか、ロープ張ってあるんですよ。ロープ張って、まだ検討ですよということは、本当、いささか疑問を持ちます。

それはよしとして、とにかく急いで対応していただかないと、検討、検討で、このまま引きずっておいたら、いつかは市民の皆さんも条例違反じゃないかとか法律に抵触しないかとか、そこまで行き着いたら、行政として、また議会としても申しわけありません。

そもそも私たちは、法律、条例に基づいて仕事しておるわけでございますから、そこいらはしっかり研さん、ばらばらにならないように、目的をしっかり持って、余りぶれないようなことでやってもらいたいなど、そこいらをもう一度、教育長のほう、お考えを聞きたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣道君）

まず、議員さんの御指摘、御提言に非常に共感しますのは、みやま市ならではの文化、芸術、芸能等がございますね。これを誇りを持って、また大いに発信したいという考えも、

先ほども言いましたが、同じでございます。

さて、それをどこでどのようにということになってきますと、教育委員会としましては、多様な施設がありまして、それぞれの特色もあるし、また課題も抱えておるわけですね。だから、それを総合的にと申しましたのは、清水山荘も含めまして、特性を生かしながら、どんな文化施設、文化、芸能をどこでどのようにということを検討するという意味合いでございます。

それから、清水山荘に限って、改修というふうなことで、あるいは条例を含めた御指摘もございましたが、これもお答えしましたように、リニューアルを含めて検討委員会で検討させていただくということをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

今、最後に、リニューアルを含めてということで、安堵いたしました。大分、具体的に進めて、急いでやっていただくかなと思っております。

これはあそこにちょっとおったら、皆さん、みんな言われますよ、住民の皆さんが。本当に、ロープ張って入れんごとしてあるが、もったいなかのというのが素直な気持ちでございます。早目に行政は対応いただきますよう強く要望いたしまして、これで時間が切れましたので、終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、午前中の一般質問は終わります。暫時休憩をいたします。

午後0時09分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

午前中に続きまして、休憩を閉じまして、一般質問を行ってまいります。

続きまして、1番田中信之君、一般質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんこんにちは。きのうは衆議院の公示日でしたね。そして、みやま市の12月定例会の初日でございます。私も隣の農協であった3階の会議室で1時半からの藤丸候補の出陣式

に出席をいたしました。これまでも何回か藤丸候補の挨拶を聞いていまして、必ず滅私奉公と、それから粉骨砕身というふうによく言われます。私利私欲、我田引水のために粉骨砕身をしたら大変なことになると。一番大事なのは滅私奉公だというふうに思います。皆さんの税金をどのように使うかというふうなことを決めるのが政治家だというふうに思っております。我々市議会議員も滅私奉公を肝に銘じて、そしてまた、古賀元代議員が言われている、いわゆる議員としてのポチにならないように頑張っていきたいというふうに思っています。

それでは、今回は議長の許可が出ましたので、第1番の質問から入っていききたいというふうに思います。

第1問目は、みやま市の条例について、政治倫理条例とかみやま市職員倫理条例、それから一般の市の条例がございますね。午前中の野田議員さんの質問の中でも野田議員さんは、私たちは条例に基づいて仕事をしているというふうな発言がございました。また、市長の最初の選挙のときですけれども、公平公正、うそのない政治、徹底した情報の公開、ガラス張りの市政の推進を実現するためにということで、そういったことを実現するために、先ほど申し上げましたような条例があるんじゃないかというふうに私は理解しております。

まず、タイトルの1番、みやま市民から提出されている政治倫理審査会の調査請求書についてをお聞きします。

これは70名近くの方が政治倫理審査会の署名を集めて提出されています。そういうふうに聞いておりました。ところが、審査会は非公開だったというふうに聞きました。これはきのうおとといぐらいに聞いたんですけど。非公開は3分の2以上の議員さんが同意すれば非公開にできるということで、この審査会は何か二、三回か開かれているらしいけど、非公開だったと。そして、これはいつ審査会を開催されるのかということで聞いているんですけど、これは終了したというふうに聞きまして、一応情報公開請求もいたしております。このことについて聞いているのは、いつ開催されるのかというふうに聞いていますけど、これはもう終わっておるということをごさしまして、そこら辺のどういうふうな結論が出たかもお聞かせ願いたいというふうに思います。

タイトルの2番、これもみやま市民が提出した審査請求、これは20条違反ということで提出されたんですけども、市からこれは却下という市長名で来ましたんですけども、さらにこれに対して異議申し立てをされております。その異議申し立てについて政治倫理審査会に市側は提出したのかどうか、また、いつ審査会を開催されるのかというようなことをお聞

かせ願いたいと思います。

それから、一般競争入札について、これは私もいろいろ過去も質問してはいますが、どうも設計会社の選定基準があれば述べてほしいと。ただ、工事をするものは大体最低価格というのがありますよね、予定価格とかあって、ところが、設計会社の価格というのは、例えば、今度あった飯江小学校のプレハブは最低制限価格が公表なしと書いてあった。最低制限価格はしていない、予定価格もしていない。で、オープンですよ。ですから、80,000千円ぐらいの予算が43,000千円になったということがありますね。そういうことで、消防署の建築についても、これは設計のほうですよ、は公表なしというふうな状況になっています。ですから、どういう基準でされているのかを聞きたいと。

それから、例えば、異常に高いなと感じた場合、安いなと感じた場合、職員はどのようにチェックしているのか。設計会社を全面的に信用しているのか。あるいはどういうふうな、ちょっと高いな、安いなと感じた場合、他の市町村とかの事例とか、あるいは過去にあった事例とかを調査しているのかどうかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、設計価格、予定価格、最低制限価格がありますけれども、これは現在、国土交通省あたりも東京オリンピックも決まったし、震災もあったしということで非常に公示価格も人件費も高騰しているということで、例えば、先日の消防署に決定したんですけれども、インフレスライド条項というものもあるということに聞きましたんですけれども、一応参考までに西原市長の2期目からでいいですから、一般競争入札で最低制限価格を公表しているものについての入札の落札率を年度ごとに示してほしいと。だから、3年間プラスことしの11月分までぐらい。

それから、あとは職員の倫理条例というのがありますよね。過去、みやま市で職員倫理条例違反となったような事例があるのかどうか、いたら条例の何条に抵触したかをお知らせ願いたい。また、不当行為報告書というのがあるそうですけれども、それまでに提出した実績があるのかどうかもあわせてお聞かせ願えれば幸いです。

以上が第1問目です。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

田中議員のみやま市条例についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のみやま市民から提出されている調査請求書についてでございますが、個別の調査請求事案についての回答は控えさせていただきたいと思っておりますので、ここでは市民からみやま市政治倫理条例第12条に基づく調査請求書が提出された場合の流れについて御説明をさせていただきます。

みやま市政治倫理条例第12条第1項においては、市民は資産等報告書の記載内容に疑義があるとき、2つ目は条例第3条に規定する政治倫理基準または第20条に規定する請負契約等に関する遵守事項に違反する行為をした疑いがあるときのいずれかに該当する事由があるときは、30人以上の者の連署をもって、これを証する資料等を添えて審査会が調査を行うよう、市長等にかかわるものについては市長に、議員にかかわるものについては議長に請求することができる」と規定いたしております。

調査請求書の受理後の手続といたしましては、規則第12条第1項において、1. 調査請求書に有権者である市民30人以上の連署がないとき、2. 調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき、3. 調査請求書の記載事項に不備があるとき、または調査請求書に資料の添付がないときのいずれかに該当すると認められた場合には、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定することと規定いたしており、この規定に該当しないと認められた場合には、調査請求書及び添付資料の写しを審査会に提出して、その調査を求めることとなります。

その後、審査会は速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、その内容を調査請求した市民の代表者に通知することとなっております。

次に、2点目のみやま市民が提出した審査請求・異議申立書についてでございますが、1点目でお答えしたみやま市政治倫理条例第12条に基づく調査請求書について、同条例施行規則第12条第1項に基づき、当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定した場合の、その後の手続についての御質問と推測し、御説明をさせていただきます。

当該調査請求に係る審査会の調査を求めないことを決定し、その旨を調査請求した市民の代表者に書面により通知した際、その決定に不服がある場合は行政不服審査法第45条の規定に基づき、みやま市に対して異議申し立てをすることができるとされております。

市民からの異議申立書が提出された場合、その異議申立書の受理後、再度みやま市において、みやま市政治倫理条例や同条例施行規則等の関係法令の定めに従い、手続が的確になさ

れているかどうかなど、異議申し立てされた処分決定について再度審査を行います。そして、その結果を異議申し立てされた市民へ書面により通知することとなります。

なお、異議申し立てにより、再度審査を行った結果、当該調査請求について再度審査会の調査を求めないと判断し、決定した場合は提出された異議申し立ては棄却等の決定となり、審査会は当然開催されないこととなります。

以上が行政不服審査法に基づく異議申立書が提出された後の一連の流れですので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の一般競争入札についてでございますが、地方自治法第234条に地方公共団体の締結する売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法等によるものと規定されています。

現在、市での建設工事や設計業務等の契約については、指名競争入札、また一部の工事規模の大きい建設工事では、価格、施工技術や施工品質を総合的に評価し、落札者を決定するため、みやま市建設工事総合評価方式試行要綱による入札、条件つき一般競争入札を実施し、契約を締結いたしております。

市が建設工事や設計業務を入札により契約を締結しようとする場合は、地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、みやま市が発注する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格を策定しており、入札に参加を希望する者は、指名競争入札参加資格審査申請書により提出し、市はこれを審査し、資格があると認めた者を登録いたしております。

御質問の設計会社の選定基準についてでございますが、市が設計業務等を発注する場合、その選定基準は先ほど述べました指名競争入札参加資格審査申請書を提出し、登録されている者から業務にかかわる専門技術資格者の配置状況や類似業務の完成業務実績を考慮し、また、議員も御承知のみやま市建設工事等請負業者選定基準第4条の指定業者の選定事項を準用し、指名業者を選定いたしております。

続いて、設計会社が作成する設計価格の関係についてでございますが、業務を受注し、工事の設計価格を積算する場合、公共工事発注における公平性、透明性及び工事品質を確保するため、国や県が策定しております工事費積算要領や積算基準等の歩掛かり、また単価等は公共工事設計労務単価及び資材単価、建設物価調査会が発行しております積算資料、その他公共工事積算マニュアル等を用いて、設計価格の積算を行います。

市は、業務の成果品として設計図書を受領しますが、その場合、積算資料等の設計根拠に関し、設計会社にヒアリングを行い、適正に積算されているかどうか直接確認し、受領しております。

また、業務内容により、必要であれば建築関係業務の設計監理の専門的な知識を持った市の嘱託職員とともに、積算根拠の確認を行っておりますので、設計価格の不当な事例は起きておりません。

なお、他市の事例は議員御本人で調査をお願いいたします。

次に、4点目の設計価格、予定価格、最低制限価格についてでございますが、私の2期目から一般競争入札の件で最低制限価格を公表して実施した入札の落札率を年度ごとに示せということでございますが、本市の一般競争入札は試行により一部の建設工事を実施しておりますが、落札率は平成23年度は平均90%で、平成24年度、平成25年度、本年度11月まではそれぞれ平均92%となっております。

次に、5点目の職員倫理条例についてでございますが、合併後、みやま市職員倫理条例に違反した職員はおりませんので、その旨、御報告をさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番田中信之君。

**○1番（田中信之君）**

政治倫理審査会については、1つが副市長が警察から事情聴取を受けて書類を持っていったという件で、結局これは古くからの友達であって、お金も割り勘というか、それでされたから、これは政治倫理に抵触しないというふうに理解をいたしております。はっきりきちっと経過報告書を読んだわけじゃないですけども。

それで、結局は一応うわさとか、あるいは市民が出した調査請求書を見える限りでは、副市長は3人か4人でゴルフと、それから飲食をされたというふうになっておりますが、それは事実ですか。副市長にお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

高野副市長。

**○副市長（高野道生君）**

この件については、司法によります調査で結論が出てきておりますので、警察から事情を聞かれた内容について田中議員にお答えする必要はないと思っておりますし、そういう権限

を田中議員さんがお持ちなのか。私は、6月2日、近藤議員さんのほうから質問があったときに、私がお答えしたのは、起工から伺いから入札に至るまでの経緯、全般についていろいろ聞かれました。これにつきましては、競争入札参加者指名選定委員会、これは私を含めて部課長12名で構成する委員会で決めたことですので、その委員長としてどうなんですかということ聞かれたので、その入札のあり方について私は警察のほうに申し上げたところでございます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番田中信之君。

**○1 番（田中信之君）**

これは、みやま市は一般競争入札、あるいは指名競争入札、今度に該当したのは一般競争入札であって、全部の業者を指名したというふうに書いてあったのを読んだことがあります。ですから、その意味において、例えば、あっせんとかはされていないということは十分理解していますよ。指名業者全部、入札に入れとるからね、この人というようなあっせんとかできるわけないから、有資格者は全部だから、この前の関係はね。

ただ、私が聞いたのは、要するにゴルフとか飲食を一緒にしたかどうかを聞いているわけです。だから、答えたくないのは、もうそれはしようがないけど、しかし、そういうふうに書いてありますからね。ですから、それを聞いています。入札に関しては全部だから、それは市長が介入する余地はないですよ。ただ、飲食とかゴルフとか一緒にしたのかどうかだけ聞いておるわけです。どうですか。

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっと待ってください。これ通告外ということで、きのうも田中議員、わざわざ恐らくこういう方向性に至る可能性が十分にあるというようなことで、全員協議会で全議員さん介してもらって、このことには間違った方向へ、同じような質問がいかないようにというようなことで申し合わせしておりますから、これに余り言及しない方向で、質問の内容を変えてください。

1 番田中信之君。

**○1 番（田中信之君）**

議長がそういうふうにおっしゃいますけど、ですから、答えとかありませんというなら、



そういう答えでいいんですよ。それについては答えませんということでも、それでもいいわけです。

○議長（牛嶋利三君）

いや、もうおっしゃっているでしょう。高野副市長。

○副市長（高野道生君）

個別の調査請求事案についての回答は控えさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

タイトル2で、異議申立書を出しておられることについて、結局異議申し立てをしたら、自動的に政治倫理審査会が開かれるだろうというふうに私も理解しておりましたんですけど、きょうの答弁でいったら、また市長部局で判断して、これが不適切だということになれば政治倫理審査会は開かれないというふうな答弁がございましたんですけども、そこら辺は皆さんが知らないと思うから、どうなんですか、異議申し立てにより再度審査を行った結果、これは誰が審査するのか、当該調査請求について再度審査会の調査を求めないと判断し、誰が判断したのか。決定した場合は提出された異議申し立ては棄却の決定となり、審査会は当然開催されないこととなりますということですけど、これは一般の市民の皆さんも知らないと、私も知らなかったからね。これは誰が審査を行うわけですか、市長さんが行う、市長部局、総務課長、総務部長がするの。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

今の御質問につきましては、先ほど市長のほうで答弁をいたしましたように、これは再度異議申し立てが出された場合は、行政不服審査法第45条の規定に基づきまして、当然異議申し立てはできるわけですけども、その後の調査については市長部局のほうで再度調査をして決定をするということになっております。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

そしたら、市長部局ですから、中心になるのは当然総務部長らだと思いますけれどもね。これ外部の方は入れていないわけですか。——はい、わかりました。

じゃ、要望としましては、せつかく市民の方が異議申し立てをされておるんですから、審査会が開かれるように御努力を願いたいというふうに思います。

それから、一般競争入札について、それから最低制限価格、いろいろ言いましたけれども、これはみやま市になってからも最低制限価格というのは、この前はちょっと市長さんの発言を覚えておりますけれども、最低制限価格は予定価格の70から90%でございますよね。今度4月からは予定価格が設計価格と同額になったということもお聞きしましたよね、この前。最低制限価格は70から90%でいいですか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

この件につきましては、担当の契約検査課長のほうからお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

財務規則によりまして、範囲を70から90%の中で設定することができるということになっております。

○議長（牛嶋利三君）

1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

財務規則によって70から90%の間で設定することができることになっているというふうな御答弁でございますけれども、それがそうならなかった場合はどうなりますか。例えば、最低制限価格が90をオーバーしておった場合はどうなりますか。そういう事例はありませんか。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

最低制限価格につきましては、国交省の低入札価格調査基準価格によって算定をしております。したがって、設計価格からこの算式に当てはめまして計算をいたしますので、ただいま申し上げたその範囲の中におさまるような形になっております。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

2回目に聞きますけど、みやま市の場合は設計価格というのがありますよね。ことし4月から設計価格と予定価格が一緒だと、この4月からはね。だから、過去は歩引きしてましたよね、設計価格から3とか5を引いたのが予定価格だというふうになっていましたね。予定価格の70%から90%の範囲内で最低価格をするというふうな感じにしていたのでしょうか。それは必ず守らなきゃいかんわけでしょう、どうですか、守らなくてもいいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎契約検査課長。

○契約検査課長（梅崎克美君）

工事につきましては最低制限価格を設けるというふうなことにしておりますので、金額にかかわらず、工事では設定をいたしております。守るようにしております、設定をするようにしております。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

これは余り言いたくなかったんですけど、私も議員になってから、最初、ヨコクラ病院があったと、そして、ヨコクラ病院さんに2億円やるということで始まって、高田支所の解体工事が176,000千円とか出てきたと。それで、みんな高いなということで、僕も情報公開で各社に見積もりをとって、結局62,000千円、55,000千円になったというときに、山川中学校も解体しているから、山川中学校も調べたんですよ。山川中学校は40,000千円ぐらいだったということがありました。それで、ついでながら山川中学校の校舎を調べたというか、見てみたら、そこが後で皆さんから見てもらっていいんですけど、要するに最低制限価格が90%を超えているわけよ。92.1%ぐらいになっているわけ。そしたら、これは90%が守られとら

んということでしょう、最低が。ですから、これは誰がチェックしているのか、私が計算を見たら、後でコピーを渡しますけれども、最低制限価格としていますよ、4社同じ値段で、それで結局総合評価方式で柿原さんが落ちていますね。これが落札価格と最低制限価格が一緒ですたい。結局、予定価格というのが781,000千円になっていますね。これの0.9したら703,000千円ぐらいになるわけね。ところが、落札価格の0.921になっておるけれども、最低制限価格が0.9以上になっておるわけよ。ですから、これは16,500千円ぐらい、これは最低制限価格に違反しておるわけになると。ですから、そういった場合は誰かが責任をとらにゃいかんのではないかと、条例違反しているからね、というふうに思いますけど、これは後で担当にもお知らせしますけど。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

一応関連ということで、急にその話を出されておりますけれども、ちょっと私どもその分は承知をしておりますので、これは個別の事案につきましては、この一般質問という形じゃなくて、後でその資料を見せていただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

ですから、私も議員になったのが一職取能一、これは大分前の話だから、当然時効になつとるかもしれんけれども、しかし、時効であったとしても、それは時効やったらしようがないですよ。しかし、こういう入札、7億円でしょう、7億円も8億円も、注意してもらわんといかんということを言っておるんですよ。後でこれはお渡ししますけど。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと田中議員、今、総務部長が言うように、通告外の質問、これも何回も言っているけど、これは通告外の、名前を言ったりですね。資料は通告に従って執行部は準備しますから、混乱せんようにですね。議会の進行上、協力をお願いしたいというようなことで、きのう話しとるでしょう。

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

8年前のことでございますので、ここで違反しているだとか違反していないだとか、我々のほうから答弁はできませんので、別途、話をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）（登壇）

そしたら、別途、御報告をいたします。

我々は議員として、藤丸さんじゃないですけども、滅私奉公ですわ。私利私欲じゃいかんということで、政治倫理条例もできておると。割り勘ならよかやっかんという人もおるけど、これはでけん。ちゃんとみやま市の倫理条例に書いてあるんですよ。だから、飲食もいかん、ゴルフもいかんと。だから、そういうふうに書いてありますね。そういうことをみやま市の職員倫理規程というのがありますね。それから、利害関係者とは、例えば、入札の資格のある人とか、あるいは補助金をもらったような人とか、そういう人が利害関係者というですたいな。それで、利害関係者からはもちろん供応接待は受けることはいけませんよと書いてある、第3条第7項にね。また、第8項に利害関係者ととも飲食、遊技、ゴルフ、または旅行、括弧して公務のための旅行はよろしいと、こういうことをすることはいかんと書いてあるですたいな。だから、この辺も肝に銘じて、我々もですよ、皆さんもみんな銘じとかにゃいかんということをお願いしまして、第1問目を終わります。

次、第2問目に行きます。

第2問目は、みやま市が出資している株式会社について。

みやま市は、皆さんの貴重な税金を株式会社みやまエネルギー開発機構、それから道の駅などに出資をしておりますね。そして、この件については出資をしているから、税金を出資しているので、市長はみやま市民に対して説明責任があるというふうに思っています。

私は、議員になりましてから議員の皆さんの全部の資産報告、私、全部コピーして持っています。それから、三役の市長、副市長、教育長のやつも全部コピーして持っております。そして、ことしもこう見よったら、市長さんが道の駅から100千円もらったと書いてあった。前に一遍質問したことがあるんですけど、もらっているといううわさがありますけど、本当ですかと、いや、全然もらっていませんよということだったんですけど、去年初めて100千円をもらっていると。そして、それで私は担当課に行きまして、議事録、総会の資料を見てい

ましたら、ことしはそれが200千円ずつもらえると。これ市長以外もですよ。農協組合長さんとか漁協組合長さんももらうというふうになっております。ですから、道の駅で総会で提案をされ、提案したら圧倒的株主ですから、8割以上だと思いますけれども、提案は通るわけですよ、株式会社ですから。ですから、提案されたときの説明を議会で示してくださいと、これが第1点。

第2点、みやま市長みたいに道の駅より個人で報酬をもらっている市長や町長がほかに九州でいるのかということについてお伺いします。いたら、その道の駅の名前と報酬金額を示してほしいというふうに思います。

それで、議員さんにも何人かこのことを言いましたら、それはやっぱり市長は出席するとは大ごとやろうけんね、議員は一部事務組合と、柳川と一緒にしている分については費用弁償とって、1回出るごとに1,500円ぐらいもらっていると思いますので、その費用弁償でいいんじゃないかと、1回出るごとにね。そういう話がありました。ですから、例えば、年間何回ぐらい道の駅の会議に出られたのか、平均の会議時間は大体何時間ぐらいなのかを述べてほしいなというふうに思います。

さらに、これはだめになると思いますけれども、つい最近、道の駅のあるところの市長さんと飲む機会がありまして、話しよって、えっ、そげんもらうとはちょっとあれやないから、おかしかないと、いやいや、おかしくはないけど、それはもらわんというようなことをおっしゃって、だから、議員さんの言葉は、費用弁償ならよかつちやないかという話もありますけど、いや、それは費用弁償というのは議員がもらうのであって、首長はもらわんとやなかつかんもと、こういう話がございましたので、あわせてそこら辺もお聞きします。

それから、市長が例えばことしは200千円もらうと、現在、みやま市に普通の人が出荷している手数料ですよ、立派な品物を、新鮮なものを持ってきて販売されているので、非常にぎわいがございます。私もちょくちょく行っております。それで、皆さんに聞いても、喜んでおられる。もうよかったって、つくってもらってありがたいと、市長さんに感謝されていますよ。しかし、私がいろいろちょっと聞いてみると、普通は15%らしいですたいな。それで、冷蔵庫なんかは17%らしいですよ。それにプラス消費税8%でしょう。それで25%になるわけよ。もちろん消費税もばってんね。そいけん、売値から例えば2割5分引かれるって。そいけん、ちょっと値段ば上げると今度はなかなか売れんものど。そいけん、そげんうんとはもうからんばんというような話が、私は聞いております。ですから、1千円

やったら0.75なんでしょう、750円というふうな感じになるということで、それもだから、後で聞きますが、うちからか外からかで若干の違いが出てくるとは思いますけれども、ですから、多分もうかっていると思いますよ、みやま市ね、おかげさんで。そしたら、手数料12%から10%ぐらいに下げたらどうかと。そして、市長さんの200千円とかほかの人の200千円をもらわんごとして、ぜひ12%から10%に下げしてほしいと。そして、12%と10%に下げた場合に利益が出るのか、赤字ならそれはいかんと思いますけどね。そこら辺も市民にお知らせ願いたいと。そして、もし利益が出るようであれば、12%とか10%に下げていただきたいなというのが私も含めて出荷者の御要望でございます。

それから、同様に、みやまエネルギー開発機構の取締役を高野副市長がなされております。これは20,000千円を出資していますね。それで、ことし3月、去年は赤字やったですな。始まったのが7月ごろですから、僕が情報公開したら3月やった、変則で3月決算、それは当然去年は赤字やった。しかし、来年3月はかなり利益が出てくるんじゃないかというふうに思いますので、見込みですけど、中間も各企業は中間決算もしていますけれども、来年3月の決算見込み、経常利益、純利益、費用、人件費、保険の費用、金利費用、その他、それから発電見込みワット、売電見込み金額を示してほしいと。利益が出たら、西原市長が道の駅より個人でお金をもらっているように、機構から副市長も個人でお金をもらう、あるいは取締役全体でみんなでもらうという予定があるのかも聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、私も太陽光は興味があってしたいというふうに思っています、ずっと前からね。一応許可はもらったんですけども、保険がどうもはっきりしないんですよ。10年はよかですよと、あるいは保険は自分でしなさいというところもある、10年のときに10年目に保険会社が来てそれから決めますというようなことで、非常に不安定で不親切だなと。普通メーカーが責任を持って見ますということならば、すぐにでもしたいと思ったけど、そこら辺が非常にネックになっておりまして、まだ着工はいたしておりませんが、同様にみやまエネルギー開発機構もメガソーラーをやっていますけれども、保険のことが非常に見えにくいと、一遍資料をとったんですけども、保険のことが書いてなかったです。ですから、これは全員協議会だと思いますけど、副市長にお聞きしましたけど、要するに保険の内容はどげんかとするやろうかて、でかいですからな。自然災害、台風で壊れた場合は誰が責任を持って、あるいは保険会社が持つのか、あるいは盗難があったらどうするのか、あるいは保険期間はど

のようになっているのか、20年間でしょうか。20年間ちゃんとしているのか、あるいは僕らに説明するように10年まで、あるいは10年後また新たに保険を掛けにやいかんのか、そこら辺のことについて一遍質問したんですけど、まだ回答を得ていませんので、それをぜひお願いしたいと。

それから、中間決算とかされとったらそれもぜひお知らせお願いしたいと。とにかく保険は20,000千円出しておるから、これはみんな心配だと思うので、そこら辺もできるだけ詳しくお知らせお願いしたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

続きまして、みやま市が出資している株式会社についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の道の駅の役員・取締役の報酬についてでございますが、株式会社道の駅みやまの役員報酬支払いは、株主総会の議決事項となっております。設立時の役員報酬は無報酬でございましたが、24年度と25年度の年度末の株主総会において、業績がよかったということで期末業績報酬を支払うことが決定されました。24年度と25年度の2年間、年度末に各100千円支払われています。また、平成26年5月の株主総会において、役員報酬を年間200千円にすることが決定され、7月と12月にそれぞれ100千円支払われることになりました。株式会社道の駅みやまの株主総会時の提案理由説明文は作成していないということでございます。

なお、私は12月の100千円は辞退をいたしております。やっぱり取締役というのは、経営の責任がございますので、こういった年間100千円、悪くなったら責任をとらにやいかんもんですから、皆さんそれはぜひとも株主総会、あるいは役員会で100千円ぐらいは責任料だということで決定をしたわけでございます。

それからまた、会議出席の費用弁償だけにできないのかという御質問は、株式会社道の駅みやまでの議決事項ですので、答弁はできません。

何かあなたも、柳川みやま土木事務組合から6万何千円、日当のほかにもらっていらっしゃるということで聞きました。調べました、私はちゃんと。人のことをよく調べられるけど、自分のことはなかなか調べられないですね。



年間の会議回数は5回程度で、会議時間は1回当たり1時間程度でございます。

次に、2点目のみやま市民が出荷している販売手数料についてでございますが、これにつきましても、株式会社道の駅みやまの運営事項でございますので、答弁はできません。これは道の駅で社長とちゃんと決めることですから、今15%、いろいろ調べてみますと、大体15%というのが相当だそうです。例えば、イオンなんかは25%取るそうですよ。これやっぱりちゃんとした利益を出してやらないといかんから、15%というのは会社の決定事項でございますので、ここで議会で何%かん%と言うわけにはいかないわけでございます。

次に、3点目の株式会社みやまエネルギー開発機構の決算見込みについてでございますが、決算及び役員報酬に関することは、株式会社みやまエネルギー開発機構の株主総会での決定事項であり、お答えする立場にございません。

次に、4点目の株式会社みやまエネルギー開発機構の保険内容についてでございますが、保険の契約内容についても、株式会社みやまエネルギー開発機構の経営事項に関するものであり、お答えする立場にはございませんが、ですが、みやまエネルギー開発機構の社長さんは、できることなら市に20,000千円返済したいと、あなたからしょっちゅういろいろ言われるから、市長、本当もう何とか返す方法はないだろうか、いつでも返したいと、利息をつけて返したいと、こうおっしゃっているんですよ。それだけです。

**○議長（牛嶋利三君）**

1 番田中信之君。

**○1番（田中信之君）**

これから見ると、24年度、25年度の2年間、年度末に100千円ということで、それ24年度は市長のとに載っとらんと思いますよ、報告書には。25年度には載った、100千円。そいけん、辞退したと言うたでしょう。（「26年12月のは辞退したと」と呼ぶ者あり）25年度分ということでしょう。（「辞退していません、違います」と呼ぶ者あり）2回はもらった。（発言する者あり）24、25の4月。（発言する者あり）そんなら、記載漏れやろう。

**○議長（牛嶋利三君）**

塚野総務部長。

**○総務部長（塚野仙哉君）**

今、田中議員のほうから市長の道の駅みやまからの報酬でございますけれども、24年度と25年度の2年間に各100千円支払っておりますというふうにお答えをしております。24年度

については載っていなかったということでございますかね。支払いが24年度でございますので、25年1月以降になっておりますので、資産報告書の24年1月1日現在、25年1月1日現在では載ってございません。よろしく申し上げます。（「決まった途端に私は要りませんと。私は要らんけん、皆さんもらってくださいと」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと市長、起立して答弁してください。西原市長。

○市長（西原 親君）

決まったときに皆さんはどうぞもらってくださいと、私は100千円で結構ですと。1年に100千円じゃないですか。だから、12月の100千円は要りませんと言ったんです、辞退しますと。ことしから200千円に決まったから、その100千円を辞退したんです。あとの100千円は辞退していません。当然経営責任がございますので。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

わかりました。ですから、24年度、25年度は100千円ずつもらいましたと。しかし、今度株主総会で取締役が利益も出ているから、皆さん200千円ずつもらいましょうということになったけれども、ほかの人は200千円もらうけど、市長は期末、どっちか知らんけど、年間100千円でよかばんと、経営責任があるから100千円ぐらいもらってもいいんじゃないかと、こういうことでございますね。

それははっきりそういうふうに回答ができれば、それは株式会社が決めることですから、私が文句言う筋合いはありません。ですから、そこははっきりしたからいいですよ。

それはもちろん道の駅の取締役で決めるんだけど、大株主は市ですよ、だから、市長が言えば全部決まるわけですよ、株式会社やから。8割以上でしょう、持っているのは。ですから、市長さんが皆さんも100千円にせんかん、あるいは50千円ずつでよかやっかんと言え、そげんなるわけですよ。そして、私が言いたいのは、せっかくあれだけ繁栄しているからね、そして、私もいろいろ話すことがあって、普通は15%だけど、惣菜とかつくるところは17%かかるて。それに8%とか、25%は引かれるとばいて、そしてちょっと値段を上げると、もう売れんて。そいけん、それはありがたいと感謝しているけど、きつかとはきつかばんというようなことなんですよ。それで、非常に発展しているのはありがたいですよ。ですから、

私が知る限り、調査していませんよ、途中でやめたけど、首長がね、町長さんとか市長さんが道の駅の取締役に大抵なっていますね。そこから報酬をもらっているところはほとんどないんじゃないかというふうに思います。それは後で調べてください。

できるだけ少なくして、手数料を例えば12%にしても利益が出ると思いますので、それでも一顧不顧一顧いたいというのが私の希望でございます。それはだから、あれしてくださいよ、頭に入れて、できるだけそういうふうにしてみてください。

それから、私もみやま土木事務組合ということで、柳川の議員と一緒に組合をして、1,500円の交通費みたいな感じで費用弁償というのをもらっていますよね。もちろんみやま市に来るときは我々はもらわんですもんね。だから、柳川に行くときの、柳川の人はもらっとるらしいけれども、そういう費用弁償というのがあるんですよね。もちろん、みやま土木の議員として議員報酬は年間60千円か、市長さんは120千円ぐらいもらおう、もらうんです、あれに書いてあるから。だから、それは別にして、ですから、議員は費用弁償で、市長さんは費用弁償はないんじゃないかと思うんですよ。給料だけですか、そのかわり議員の倍ぐらい、120千円か、多分。ですから、議員さんたちは、それは市長も忙しかけんが、いろいろ経営責任もあるし、大ごとやけんが、もらうなち言うたらんわけですよ。費用弁償ぐらいでよかつちやないかというのが皆さんの意見ですたい。そいけん、私もそれば酒を飲む機会があつたけん、道の駅を持っておる市長に言うたら、いや、それは議員しかもらわれんとやなかつかと、費用弁償というの。首長とかはもらわれんとやなかつかというようなことを言わつちやつたけんですね、そこら辺は頭に入れといていただいて、そして、今後ますます道の駅が発展していくということは、これは非常に望ましいことですよ。結構いっぱいですよ、昼ごろ行ったら。僕らの兄弟なんかも来て、道の駅に行くというわけよ。そしたら、みやまの産物があるでしょう。そうすると、やっぱり懐かしいけんね、お土産を買っていったり、そういう人が結構多いんですよ。それから、結構魚なんかもおいしいし、新鮮で、皆さんが発展しているのはありがたいですよ。ですから、ますますこのみやま市が発展していくように、少しでも皆さん、だから、市長も人気上がるですよ、下げたら。それは200千円ももらいよるばいと言うと、ばさろ腹かくですばい。ですから、そこら辺も選挙もありますしですな、考慮していただいて、だから、100千円はもらわんということですよ、そういう100千円は知れとるけれども、やっぱり手数料ですわな。それを下げてくださいますように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 23 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行ってまいります。10番中尾眞智子君、一般質問を行ってください。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

10番、議長の御指名により一般質問をさせていただきます。

市は災害時応援協定を結び、災害時の応援を積極的に確保せよと通告しておりました。日本列島を襲う天変地異、日本国民に備えあれば憂いなしの格言を教訓として実相を呈しており、被災者の皆様方、あるいは多くの残酷なまでに押し寄せた災禍にむせぶ犠牲者の御冥福を心からお祈りしながらの質問でございます。今回は、その心を我がまち、我が市民に置かえながら、忘れたころにやってくる災害、災禍にどう対処すべきかを質問させていただきます。

どこのまちでも防災マップの配布や避難基準の明確化、地域と連携した避難訓練、防災・減災などへ取り組んではいるようですが、いつ来るかわからない地震や風水害などの大規模災害に備え、医療や輸送、復旧など幅広い分野での災害応援体制は迅速、そして、かつ効果的な応援活動として市民から求められている課題ではないでしょうか。かつて災害時の自分の命は自分でと言い放った為政者がおりましたが、大規模災害では自分では守り切れない残酷さや悲惨さをテレビの画像が映し出しております。また、テレビには救護活動に赴く自衛隊員の頼もしく雄々しき団結の隊列もありました。地元の警察が、そして、地元の消防団が待ち構える待望の地域協働の作業に被災地の皆さんは心から感謝の意を贈られたものでありましょう。

もし我がまちに大規模な災害が起きたなら、災害時の混乱は道路の破壊、停電、断水、食料の不足、医薬品の不足など、物資を充足するための対策、予期せぬ事態にどう対処するのか。とりわけ災害被災弱者は高齢者、障害者、女性、そして子供たちです。一人で自分の命を守ることができない人たちの被害をどう防ぐのか。

最近、自衛隊の退職者で構成する公益法人隊友会という全国的な組織との交誼をいただい

ております。その隊友会の組織活動は、現職当時に培われた防災、防備の体験、経験を生かした地域貢献と地域防災への参加促進を力説されている団体でもあります。福岡県には隊友会との支援協定が結ばれているとも聞いております。有事の災害時に直面するさまざまな問題点に、みずからの体験や経験を生かしてくれる地域在住の自衛隊OBである隊友会との協働による地域防災体制の設立を提案し、その着手に期待をするものであります。強力な推進体制の樹立は、行政の責務として必要不可欠なものとして申し上げたいのです。

「治に居て乱を忘れず」、災害時応援対策の協定締結はいかがかと提言するものであります。市長の御所見をお聞かせください。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

中尾議員さんの市は災害時応援協定を結び、災害時の応援を積極的に確保せよとの御質問にお答えをいたします。

近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が多発し、世界各地に甚大な被害を与えています。ことしも日本各地で集中豪雨による洪水や土砂災害が多発しており、8月には広島市で大規模な土砂災害が発生し、9月の御嶽山の噴火、さらに、11月にはマグニチュード6.7の長野県北部の長野県神城断層地震と続いたことは、皆さんも記憶に新しいことだと思います。

そのような中、あらゆる災害に対する迅速な対応が、今、行政に求められています。災害への応急対策を実施するための重要な課題として、危険箇所や被災場所等の特定を迅速に行い、早急な対応と行動をとることや災害復旧用品や避難所での生活用品等の物資を迅速かつ円滑に確保し、しかも、いち早く被災地や避難所等に供給していくことが挙げられると思います。

そこで、みやま市では、11月5日に株式会社ゼンリンとNPO法人コメリ災害対策センターの2社と、それぞれ災害時における支援協定を締結いたしました。今回の協定締結により、ゼンリンから提供いただく最新の住宅地図や広域図面等を活用することで正確な被災場所等の特定や現場即応をすることができ、加えて、平時からの情報交換を行うことにより、減災を進めていく上でも大きく役立つものと期待をいたしております。また、全国的に物流拠点があるコメリとの協定締結により、災害発生時における緊急で大量な物資の調達をより円滑

に進めることが可能となりました。

防災とは、みずからの身の安全はみずから守る自助、地域連携による防災活動の共助、行政機関等による活動の公助の3つの連携による活動が大切だと言われていますが、その一つの共助、すなわち地域防災力の向上がこれからの大変重要な課題であり、その中心となる組織が各地域の自主防災組織であると考えております。

そこで、みやま市では、防災体制を整備する上での大きな柱の一つとして、行政区単位での自主防災組織の設立を推進しており、今日現在、44団体に設立いただいているところでございます。

御質問にある公益社団法人隊友会ですが、昭和35年に社団法人隊友会として発足し、平成23年に公益社団法人隊友会へと移行され、自衛隊退職者を中心に全国で約7万8,000人の正会員を有し、さらに、約20万人以上の賛助会員がおられる大変大きな組織であると認識をいたしております。そのうち、福岡県隊友会では約4,000人の会員を有され、公益社団法人に認定されてからは、国民と自衛隊のかけ橋という役割に加え、地域社会全般に寄与することから県主催の防災訓練や防災研修会に参加されていることもお聞きいたしております。

そのような公益社団法人隊友会との支援協定を締結することも災害対応の一つの方策ではございますが、市といたしましては、隊友会会員の皆様のこれまでの自衛隊員としての培われた知識と技術をぜひ各地域で防災に関しての事業推進に生かしていただきたいと思っております。

また、日ごろからの各地域住民の防災意識の向上にもぜひ御協力いただけたらと考えているところでございます。

今後も安全・安心で災害に強いみやま市となるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどをお願い申し上げます。

なお、お聞きいたしますと、隊友会の賛助会員には大和さくらの会の方が随分入っていらっしゃるかと聞きましたけれども、あなたも賛助会員ではございませんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

市は減災を進めていく上で、コメリとかゼンリンと、そういう提携を結んでいるということではございました。もちろん皆様、そういう災害のときに守っていくためには、いろんな提

携を結んでいかれると思います。

今回、私が申し上げております自衛隊の退職者でつくってあります隊友会との提携を申し上げますが、今、全国のいろんな地域で隊友会との提携を結んであります。災害時の災害があったときのその後の手助けとなる提携も結んでありますし、提携の形にはそれぞれ地域によっていろんな形で結ばれております。

1つ御紹介いたしますが、熊本県と隊友会と結んであります提携は、協力内容としては災害時の提携、それは先ほども申しましたように、いろんな道路や水道、それから医療品の輸送など、災害があったときの提携ですね。それから、平常時における提携も結んでございます。それは各地域で結んである自主防災事業の中で、そこに防災の指導をしていただく。自衛隊で培ってきた経験、それから、そういう知識をそれぞれの地域で生かしていただく。そういうことで、平常時の取り組みとして熊本県では隊友会との提携を結んであります。それはなぜかといいますと、災害が起きてからだけではなく、災害を未然に防ぐ、先ほども申しましたけれども、備えあれば憂いなしの精神がそういうふうになっているのではないかと考えております。

私が申し上げておりますのは、やはり市民の安全・安心を守るために備えてはどうかということによっております。私が日ごろの行動でどこの会に入っていると、そういうことは全く関係なく、市長さん、市民の安全を守りませんか、ふだんから守っていきませんかといういいことでやっておりますが、市長いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も当選をいたしましてから隊友会に7回も8回も行くんですけど、会員の方が四、五名しかいつもいらっしゃらないんですよね。来賓の方が多くて、本当に隊友会の組織があるだろうかという思いで今いっぱいでございますが、もう一回、本当に隊友会がどういうふうな組織になっているのか、このみやま市の隊友会が頼りになる組織であるかということをもう一遍調べにやいかんと思っています。8回ぐらい行くけど、非常に高齢の方たちが五、六人いらっしゃるだけで、今の会長さんかどうか知りませんが、若い人は1人いらっしゃるだけで、あと、みんな高齢で五、六人しかいらっしゃらない。そしてあと、来賓が10人ぐらいであるものですから、中尾議員が隊友会、隊友会とおっしゃっていますので、本当にそう

いったたくさんの自衛隊経験者がもしみやま市にいらっしゃって、きちっとした隊友会があれば、それは喜んで私も参って、いろいろ御指導いただき、よければ協定を結んでいただけたら、何もお金が要ることでもないし、非常にいいことだから結びますので、一回、隊友会の組織がどうなっているかということ調べて、やりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

年配の方たちが四、五人しかいらっしゃらなかったとおっしゃいますけれども、きちんとそれは調べてみてください。もしそうであっても、隊友会は全国的な組織でございます。福岡県でも何千人かいらっしゃる、本当に大きな団体でございます。そこから派遣していただく、連絡がとれる、そういうこともございますので、みやま市が4人だったとか5人だったとか、そういうことはおっしゃらずに、きちんと大きな目で、そして、命を守る安全対策だという目で考えていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今までの災害は、みやま市の消防団の皆さん、あるいは消防署の皆さん、そして、いざというときは現職の自衛隊の出動を県のほうにお願いすれば、いつでも来られますので、隊友会の皆さんが活躍されたと全国のニュースでは余り聞いたことがございませんので、よく調べて、そんなに立派な会であれば、それは私はやぶさかではございません。賛助会員であらっしゃるから、ぜひひとつ御指導いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

市長、私と市長のやりとりじゃなくて、市全体のことを考えて言っておりますので、大きな気持ちでお話してくださいね。

隊友会は国民と、そして、自衛隊とのかけ橋となって頑張っていらいらっしゃいます。ただ、年配が多いとか、年がどうだとか、人数が少ないとかというよりも、あちらから一生懸命、



隊友会の中では、みんな地域に貢献しなさい、今までやってきた知識や経験を皆さんの中で生かしなさい、そして、地域の中で一緒に協働で働きなさいということが言われております。そこで、皆さんはそういうふうに一生涯懸命やっていこうという気持ちで待っておられます。それを、年寄りだからとか、四、五人しかおらんやったとか、そんな情けないことを市長さんがおっしゃるのは恥ずかしいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

ちょっと待ってくれんですか。何か今、10番中尾議員さんがお尋ねいただいておりますのは、要は、これは災害時における自治体への協力支援協定でしょう、質問はですね。しかし、提携、提携とおっしゃっておるから、提携ということになったら、いわゆる市長部局が……

○10番（中尾眞智子君）

締結です。ごめんなさい、締結です。

○議長（牛嶋利三君）

締結でしょう。提携というたら、手助けすることなんですよね。締結というたら、事を契約をなして定めることですね。だから、そのことを……

○10番（中尾眞智子君）

そうです。ごめんなさい。提携と言ったのですかね。ごめんなさい。協定の締結でございますので、済みません、申しわけありません。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

これは非常にいいことだと思っております。ただ、市長がただいま申し上げたように、その実態がまだ十分つかめていないということでございますので、私がぜひ聞かせていただいて、どういうふうな形で締結したらいいのか、検討させていただきます。福岡県と締結するのか、全国組織と検討するのか、みやま市の隊友会の皆さんとするのか、そこら辺がちょっと全然前提条件がわかりませんので、ぜひ打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

それは十分お調べになって、そして、市民のみんなが安心できるような協定の締結をしていただければありがたいなと思っております。

ちなみに、平成25年12月までに全国的には19の都道府県で、そして、85の自治体が隊友会との締結をしております。福岡県はボランティア連絡会という会をつくってありまして、その中に隊友会も加入してありまして、いろんな会が加入しております。それを連絡していただきます社会福祉協議会がきちんとかなめを握ってありまして、そして、そこから派遣するようになっておりますので、きちんとできると思います。

市長、人がやるより先んじてやる、それをモットーにぜひお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

中尾議員は以前はそんなことを余りおっしゃらなかった。賛助会員になられてから急におっしゃるものですから、やっぱり賛助会員になられたら、隊友会、よくお調べになっておっしゃっていると思いますので、やっぱりなられてよかったですね。ちゃんとやりますから。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番中尾眞智子君。

**○10番（中尾眞智子君）**

賛助会員になりまして、それこそ隊友会の皆様、奥様たちがいらっしゃいますので、遠くから見えた奥様たちもいらっしゃいます。その方たちが地域になじまれるようにということで、私も賛助会員にさせていただいております。先ほど市長がおっしゃった、きちんと市民の安全・安心を守るために締結を考えるということでございましたので、きちんと市民の安全を守っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）**

わかりました。

**○議長（牛嶋利三君）**

10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）

市長は、わかりましたと。自分が市民の命を守る使命を果たすという意味だったと思います。

これで終わります。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、4番荒巻隆伸君、一般質問を行ってください。

○4番（荒巻隆伸君）（登壇）

皆さんこんにちは。一般質問最後になりました。1番議員さんのお言葉じゃありませんが、滅私奉公でみやま市のために頑張っていきたいと思います。4番荒巻でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

今回、みやま市バイオマス産業都市構想についてということで主題を通告いたしておりますが、このことにつきまして、先月、11月21日に全員協議会が行われておりましたけれども、その中で、バイオマス産業都市構想の小冊子ですね、これは議員全員に配付をされたと思いますが、この中の第4章に事業化プロジェクトの内容が書いてあります。今回はそこだけしか質問しませんが、その中で5年以内に具体化する取り組みということが書いてありまして、そこに生ごみ・し尿・浄化槽汚泥メタン発酵発電・液肥化プロジェクトということが書いてあります。このメタン発酵発電及び液肥化施設の導入計画に至った経過について説明を求めたいと思っております。

現在、生ごみを含む可燃ごみにつきましては、みやま市は高柳にございます清掃センターが平成6年3月に稼働いたしておりまして、現在21年、そこで焼却をしております。この施設の老朽化に伴いまして、新たなごみ処理施設の検討をしなければならなくなったということでございます。時を同じくして、ごみ処理施設を検討していた柳川市と共同で、柳川市の橋本町に平成32年の稼働を目指して共同で建設することでの計画が現在進められております。

その中で、このごみ処理につきまして、みやま市の所管課、環境衛生課においては、まず、みやま市の清掃センターを単独での建てかえや、また、近隣市などへの働きかけ、例えば、大川市の焼却場で焼却をしてもらおうとか、筑後市にあります八女西部清掃センターで焼却をしてもらおうとか、また、大牟田市のRDF発電等で処理をもらおうとか、いろんな手段を考えられたことを産業建設委員会での報告、そしてまた、全員協議会での説明を受けたこと

が議員の皆さんもあると思っております。しかしながら、今回のメタン発酵発電及び液肥化施設導入については、この可燃ごみの中の生ごみ、これを分別いたしまして、生ごみと飯江川衛生センターにありますし尿、浄化槽汚泥を活用する施設を整備していくということになっております。この飯江川衛生センターは平成11年3月に建設をされておまして、まだ建設から15年しか経過をいたしておりません。よその地域と比べますと、まだまだ十分活用していける衛生センターではないかということでもありますけれども、今回の計画には、この飯江川衛生センターを巻き込んだ計画になっております。

再生可能エネルギー導入可能性調査によりまして、し尿、浄化槽汚泥を活用することは今回の事業のスタートということになっておりますけれども、清掃センター、可燃ごみのときと同じように、し尿、浄化槽汚泥の処理についても、近隣市を交えた、また、ほかの手段を考えた、そういった検討がなされたのかどうかの確認をしたくて、今回、メタン発酵発電及び液肥化施設の導入に至った経過についての説明を求めたいと思います。よろしくお願いたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

荒巻議員さんのバイオマス産業都市構想についての御質問にお答えをいたします。

メタン発酵発電及び液肥化施設を導入計画に至った経過についてでございますが、平成22年3月に策定されたみやま市環境基本計画をもとに、東日本大震災後の再生可能エネルギー利用の機運の高まり、飯江川衛生センターの大規模改修時期の到来、ごみ処理場改築計画の策定及び収集・運搬経費の増嵩等を受け、市では、県の補助金を活用し、平成24年度にみやま市再生可能エネルギー導入可能性調査を行いました。

この調査は、生ごみ、農業残渣、食品加工残渣、し尿、浄化槽汚泥等を利用したメタン発酵発電、矢部川等の河川を利用した小水力発電、公共施設の屋根を生かした太陽光発電、建築廃材等を利用した木質発電、風力を利用した風力発電等について、導入の可能性を探ることを目的として、学識経験者や地場産業関係者等9人による有識者委員会を組織し、賦存量、利用可能量等の調査検討を行いました。

この調査の結果、今後、期待が持たれる再生可能エネルギーとして、生ごみ等を利用したメタン発酵発電が上げられました。

その理由といたしまして、焼却ごみの3割を占める生ごみと水処理、焼却処理をしているし尿、浄化槽汚泥を発酵処理することにより、柳川市と共同で計画しているごみ焼却炉の小型化による建設コストの縮減や、し尿処理コストの削減が図られます。また、メタン発酵発電による電力使用量削減及び焼却処理をしないことによる温室効果ガス削減、地球温暖化の防止、さらに、焼却灰量減少による最終処分場の延命化や液肥の活用による農地の地力向上、農家支出の削減等のメリットが期待されるとの結論に至りました。

そこで、生ごみを利用したメタン発酵発電の事業化の可能性を調査するため、平成25年度に再度、県の補助金を活用し、みやま市における生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵発電設備導入可能性調査を実施し、事業の有効性や経済性、生ごみの収集モデル事業による市民感情について調査し、市民の期待度が高いことを踏まえ、環境審議会での議論を経て、本市の廃棄物処理方法として導入を決定いたしました。

今年度は、生ごみ等を利用したメタン発酵発電設備を整備するため、国の補助事業を活用したバイオマス産業都市構想を策定し、国の関係7府省が共同で募集するバイオマス産業都市に応募しましたところ、有識者で構成される選定委員会でのヒアリングを経て、九州では初めてバイオマス産業都市に選定されました。

7府省というのは、内閣府と、それから、産業経済省と農林水産省と文部科学省と、それに環境省と国土交通省の6省でございます。

バイオマス産業都市構想の概要は、1、メタン発酵発電・液肥化事業、2、紙おむつ資源化事業、3、廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業、4、劣化ノリ資源化研究事業、5、木質熱利用事業、以上5つの事業を主な事業と位置づけた計画となっております。

特に、中心事業となるメタン発酵発電・液肥化プロジェクトでは、発電によるランニングコストの削減や液肥利用による農業の振興、経費の削減、農作業の軽減化、ブランド農産物・加工品づくり、また、施設運営に係る新規雇用、高齢者雇用の確保や事業系廃棄物の受け入れによる市内食品製造業の支援等、地域の活性化につながるものと考えております。

選定委員会から本市の取り組みに対し、一般廃棄物の処理の面から官民連携によりバイオマスの利活用方法を検討しており、同様の取り組みを検討する地域におけるモデルになり得る。各プロジェクトが深く検討されており、地に足がついた計画の印象。低品質ノリの活用等、独自性があるとともに、あらゆるバイオマスを利活用する姿勢が認められるとの評価をいただき、大変喜んでおります。

バイオマス産業都市に認定されたことにより、県内はもとより、遠くは東北の自治体からも問い合わせや視察もふえてきており、本市の知名度アップに貢献しているものと考えており、メタン発酵発電・液肥化プロジェクトを軸とした当市の取り組みを関係府省の御支援を受けながら実現に向け最大限の努力をいたす所存でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

ありがとうございました。さすがに素晴らしい事業だということで御答弁をいただきました。東日本大震災後の再生可能エネルギー利用の機運の高まり、そしてまた、みやま市再生可能エネルギー導入可能性調査を行った。それから、地場産業関係者等9人による有識者委員会を組織し、期待が持たれる再生可能エネルギーとして生ごみ等を利用したメタン発酵発電が上げられたというようなことで、本当に素晴らしいことを書いていただいておりますけれども、その中で、先ほど質問をしましたように、現在の施設を柳川のほうと新施設として建設をしていくんですけれども、この生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵発電設備導入可能性調査報告書、この資料を見ておりますけど、なかなかわかりづらいなというふうに思っております。

そこで、お願いをしたいんですが、今後、このことについていろんな予算を審議するときに、もっとわかりやすいように説明をしていただけるような資料をぜひつくっていただきたいということでもあります。

それは何かといいますと、今の清掃センターから新しい施設をつくると、建設費の問題、それから収集・運搬は、当然、距離が遠くなります。そのときの費用が幾らかというのここにも記してはありますけど、この中身が行ったり来たりしていますので、それをまず書いてもらいたいと思います。現在の清掃センターの維持費が年間で1.8億円、そして、新施設で生ごみを分別しないと年間57,000千円の維持管理費が増加する。そして、そこには収集・運搬費は別というようなことが書いてあるんですけど、それだけを見るとなかなかわかりづらいので、まずそれを書いていただく。それから、今度はその新施設で、燃えるごみと生ごみを今燃やしていますが、今度、このバイオマスのことによりまして、生ごみを分別して、それだけをコンポスト、堆肥化する。そのときに生ごみだけを堆肥化したら、維持管理も含め

て、建設コストも含めて幾らになるのか、そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思います。

今、堆肥化もいろんな技術が発展しておりまして、10トンの生ごみが出ますと、半分になったり3分の1になったり、技術が進んでいるところは10トンが1トン未満になったりということで、いろんな処理の方法がありますので、どれがいいのかわかりませんが、そういったコストがどれぐらいになるのか、そういう比較をしていただきたいと思っております。

それから、し尿処理センター、飯江川衛生センターのことなんですが、これを現状のまま維持していく費用、これもここには書いてあったんですが、維持をしていく——前後になりましたけど、この資料は大体おおむね15年を目安に、建設費とか維持管理費とかそういったものを記してありますので、それは15年でいいと思いますので、ぜひ資料をつくっていただきたいと思います。

そのし尿処理センターをそのまま維持していく考え方、これだと幾らになるのか。そして、先ほど質問しましたように、燃えるごみのときは近隣市への働きかけもあったと言いましたけれども、今回のこの衛生センターについては、近隣に関して何ら問い合わせをされていないというふうに聞いております。私が思うのは、大川、柳川の衛生センター、筑水園とありますけど、そこで負担金だけ払って処理をしてもらう方法とか、今、みやま市が一部、本郷下庄でやっています矢部川流域下水道、ここに投入する方法。これは何でかといいますと、筑後市も衛生センターがあります。そこは31年経過をいたしております。31年経過して、衛生センターで処理ができる部分もあるんでしょうけど、たまたま放水する水ですね、きれいにした水を流すところの管の老朽化というような問題が出てきて、じゃ、ほかに方法がないのかということが議論をされて、筑後市の衛生センターは1次処理はするんですけど、矢部川流域下水道に放流をしているという実績があるんですね。ですから、みやま市も幸いそういう流域下水道がありますから、飯江川衛生センターから直接パイプを引っ張るということになる、四、五キロあると思いますので、このコストが幾らになるのかわかりませんが、15年間のうちにコストが安くなればそういう方法もあるでしょうし、また、それがコストが高ければ、本管が来ている本郷下庄地区に投入施設だけをつくるとか、し尿と浄化槽汚泥を投入する施設だけをつくって、矢部川の浄化センターで処理をしてもらうとか、そういったことの15年間に係る経費ですね、そういったものも比較対象に上げていただければというふうに思います。

それから、今度はこの資料の中にありますけど、生ごみとし尿処理浄化槽汚泥、今の施設とメタン発酵施設を両方活用して15年間経過をしていくということも書いてあります。これが15年間で具体的に97億円と書いてあります。97億円。それから、今の衛生センターを廃止してメタン発酵発電施設だけにしてしまう、これは93億円かかりますということで書いてあります。もう1つ、戻りますけれども、今の柳川につくる新施設で燃やすことと今までのし尿処理センターをそのまま15年していく、これは94億円ということで、3つ書いてあります。

そして、この液肥化の話なんですけれども、し尿処理場とメタン発酵を活用した施設では1年間に1万5,680トンで、数字がなかなかわかりにくいと思いますので、200リットル入りのドラム缶に換算します。そうすると、1年間に7万8,400本。し尿処理場とメタン発酵発電を活用したところは7万8,400本のドラム缶に液肥がたまるということになります。メタン発酵発電の新設、これだと年間に2万520トン。2万520トンといいますと、ドラム缶にまた換算しますと、1年間に10万2,600本、1日に281本ということなんですけれども、大木町が「くるるん」というのをやっていることは皆さん御承知なんだろうけど、大木町は年間に6,000トン。年間に6,000トンだと、年間にドラム缶で3万本、1日に82本ということになるんですが、それを処理しておるとということなんですけれども、万が一、メタン発酵発電施設が一番安いということになったときに、この液肥を完全に毎年毎年処理ができるのかと、そこが一番心配されるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、この液肥を完全に処理できるような受け皿がきちっとあれば、どの方法でもいいと思いますが、メタン発酵発電に限って進んでいくなら、そこをはっきりと明快に毎年処理ができるだけの根拠を示してもらわないと、予算が出てきたときになかなか賛同しにくいんじゃないかなというふうな思いがいたしております。

そういう課題がありますので、ぜひそういった比較表をですね、今のうちじゃないと、来年、平成27年度になりますと、今回の議案第45号にも出ておりますように、環境影響評価調査結果の縦覧とか、施設の基本計画策定というようなことで平成27年度に進んでいきますので、何とか今のうちに検討をやり直して、それがすばらしいことであれば進めていってもいいというふうに思っております。

それから、堆肥化のコンポストの話をしてしまいましたが、これは10トンがどれぐらいになるのか。例えばの話、少なくなって、市内ではけなくて残ったときに、その残った堆肥をその施設をつくった企業が完全に引き取りますというような会社もあるそうなんです。ですから、こ



の液肥も同じように、どこのメーカーさんがつくられるかわかりませんが、そのメーカーさんが残った液肥をきちっと処理しますという保障のもとに、入札が何かわかりませんが、参加をされて施設をつくられるならいいんですけど、そうじゃなければ、残った後に、また市の財政で負担をしていかないといけないことにならないようにしていただきたいなというふうに思っております。

この施設、液肥をつくることによって、バイオマスという方向からはすばらしいことだと思いますけれども、市のほうでわざわざ液肥をはけるのか、また、足りなかったらどうするのかとか、いろんな心配をするよりは、すっきり処理をしておいたほうが市としてはいいのではないかなというような考え方もあります。何でかといいますと、さっき言いました94億円、メタン発酵は93億円、15年間で1億円です。されど1億円かもしれません。15年ですから年間に直すと6,600千円、その分で市の職員の皆さんが液肥を毎年処理できるかできないかという心配をするよりは、もっとほかのところで6,600千円をコスト縮減できるようなことで、同じ値段ならリスクを背負わないような考え方もあるんじゃないかなということを私がちょっと思ったところで今回の一般質問をさせていただいておりますので、ぜひ今申し上げたことを検討していただけるかどうか、市長の答弁をいただいて、答弁次第では再質問はないと、これで質問を終わろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今の荒巻議員の御質問、全部、担当にさせて、きちっと答えを出したいと思います。

また、ちょっと今から課長のほうから説明を少しさせますので、お聞きいただけますでしょうか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

荒巻議員さんの質問にお答えさせていただきます。

大変細部にわたり計画書を熟読されていて、本当にありがとうございます。私どもは平成24年度からこの事業について調査研究を行ってきておりまして、先ほど御指摘の生ごみの堆

肥化だけの施設、確かにその分については調査をしておりますので、そういった各事業ごとの比較、これについては早急にまとめさせてもらって、わかりやすい資料につくり直したいというふうに思っております。

それから、液肥の利用を大変御心配されていて、本当にありがたく思っております。この事業は、正直申し上げまして、この液肥がはけなければ、議員御指摘のとおり、本当に無駄な施設になってしまうおそれがあります。ただ、みやま市の場合、お米の作付面積、それから麦の作付面積を単純に合計しまして、その麦、米で使われる面積の約11%程度の面積にしか液肥の利用ができないという形になります。そういった資料も含めまして、あるいは平成25年度、平成26年度、2年間続けてタケノコやレンコン、それからナス、そういったさまざまな作物にこの液肥を使って、農業者自体に実際作付をしていただいております。そういった経過も含めまして報告をさせていただきますので、利用者のほうからは大変好評を得ておりますし、この液肥については農業のコスト削減には必ず使えるものというふうに思っております。

もう少し詳細については、これを2年間やってきました課長補佐のほう詳しく説明をしますので、よろしくをお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾環境衛生課長補佐兼循環型社会推進係長。

**○環境衛生課長補佐兼循環型社会推進係長（松尾和久君）**

液肥の利用について御説明したいと思います。

先ほど課長が申しましたように、特に、液肥散布モデル事業を通じて、非常に農家の皆さんが興味を持っていただいて、ぜひまた使いたいの、もう一回まいていただけないだろうかという要望が大変出ておりますので、環境衛生課としても大変感触を得ているところです。

経費につきましては、ちょっと細かい数字になりますけれども、米10アール当たりの生産費のうち、液肥を使った場合に約12%程度削減が可能になるということで、大木町でもそういうコスト削減という観点からも液肥が非常に利用されております。全国的にも築上町とか幾つかの事例がありまして、そのようにコスト削減が大変魅力があるということでもありますので、液肥散布につきましては、実際、議員さん御指摘のように、足りなかった場合、余った場合があると思いますので、今後は農家の皆さんとの液肥利用研究会等をつくりまして、しっかりその辺がうまく回っていくような形の検討を進めてまいりたいと思っておりますの

で、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

担当のほうの考え方はよくわかります。しかしながら、さっきの93億円よりも、さっき言いました大川、柳川の衛生センターに委託をしたらそれ以上安くなるなら、安くなるほうを選択することも当然ありだと思いますし、流域下水道に投入すれば安くなるなら、そっちもありだろうと思いますので、そこもあわせて、ぜひ比較をしていただきたいというふうに思っております。

担当のほうは、頓挫したところ、中止したところ、いろんなところも把握をされてありますし、また、うまくいきつつあるところも把握をされてあると思いますので、それこそ、いろんなところの情報を収集していただいて、方向性を出していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

この報告書の中に、最後なんですけれども、「大木町で資源ごみからできた液肥の臭いがとてもすると聞いた。みやま市で将来行うならその点を改善してほしい」ということも書いてありますし、また、「くるるん」に調査に行ってみましたが、毎年その液肥がはけていますかとお尋ねしたら、はけるように努力しておりますというお答えでした。それから、引き取る人はふえておりますかと聞いたら、年々減っておりますとおっしゃいました。

ですから、これは——いや、資料に書いてあるんですけど、そういうふうに毎年減っている。これは担当のほうからもらったやつなんですけど、毎年散布量が減っているんですね。ですから、将来的に苦労を余りしないような考え方をぜひやっていただいて、もっと少ない財源で最大の効果を得るようなことを行っていただきたいと思っておりますので、また機会がありましたら、この資料をぜひつくっていただいて、それから議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、12月4日から5日までの2日間、8日から11日までの4日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、12月4日から5日までの2日間、8日から11日までの4日間を休会とすることと決定をいたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月12日となっておりますので、御承知おきをお願いしておきます。

午後3時30分 散会